

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和2年3月4日（水）

地域福祉課

地域福祉課消費生活協同組合業務室

地域福祉課生活困窮者自立支援室

地域福祉課成年後見制度利用促進室

目 次

重点事項

第1	「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備について （「重層的支援体制整備事業」の創設）	1
第2	ひきこもり支援について （就職氷河期世代支援プログラムを踏まえた施策の推進）	2
第3	生活困窮者自立支援制度の推進について	5
1	就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施（全国の実施率：100%） の推進	5
2	就職氷河期世代への支援強化等の各事業の充実	6
3	生活福祉資金貸付制度について	9
第4	地域福祉の推進等について	10
1	災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業について	10
2	被災者に対する見守り等の支援の推進について	11
3	地域福祉計画について	11
4	民生委員について	13
5	地方改善事業等について	14
第5	成年後見制度の利用促進について	14

連絡事項

第1	「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備について （「重層的支援体制整備事業」の創設）	17
第2	ひきこもり支援について （就職氷河期世代支援プログラムを踏まえた施策の推進）	19
第3	生活困窮者自立支援制度の推進について	29
I	就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施（全国の実施率：100%） の推進	29
II	就職氷河期世代への支援強化等の各事業の充実	36
III	令和2年度予算案について	47
IV	生活福祉資金貸付制度について	53

第4 地域福祉の推進等について	59
1 地域福祉計画について	59
2 民生委員について	60
3 社会福祉協議会について	64
4 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業について	65
5 被災者に対する見守り等の支援の推進について	66
6 寄り添い型相談支援事業について	66
7 いわゆる「社会的孤立」防止対策の推進について	67
8 地方改善事業等について	67
第5 成年後見制度の利用促進等について	75
1 成年後見制度の利用促進について	75
2 日常生活自立支援事業について	80
第6 消費生活協同組合の指導・監督等について	82
1 生協行政の基本的考え方について	82
2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について	82
3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について	83
4 関係法令等の改正について	84
5 災害時の員外利用に係る取扱について	85
6 政治的中立の確保について	86
7 消費生活協同組合(連合会)実態調査について	86
8 プラスチック製買物袋の有料化について	86
9 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について	87
10 令和2年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について	87

参考資料

1	地域共生関連	89
2	ひきこもり支援関連	93
3	生活困窮者自立支援制度関連	100
4	地域福祉の推進関連	128
5	成年後見制度利用促進関連	136
6	消費生活協同組合関連	140
7	令和2年度予算案(地域福祉課)の全体像	142

重 点 事 项

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備について(「重層的支援体制整備事業」の創設)

(1) 現状・課題

○ 「地域共生社会推進検討会」(※)最終とりまとめの公表(令和元年12月26日)

※ 正式名称：地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

→ いわゆる8050世帯や介護と育児のダブルケアなど、個人や世帯が抱える複合化・複雑化した課題に対して、市町村が包括的な支援を進めるため、①本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」、②社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域における多世代の交流を確保する「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に進める新たな事業を創設すべき。

(2) 令和2年度の取組

○ 上記検討会の最終とりまとめを踏まえ、必要な制度改正を検討

→ **社会福祉法等の改正法案の本年の通常国会への提出(令和3年度施行)に向けて検討中。**

○ 地域共生社会の実現に向けたモデル事業の拡充

→ 新事業への円滑な移行のため、令和2年度は新事業により近い形でモデル事業を実施予定。

今年度まで実施してきた地域力強化推進事業や多機関の協働による包括的支援体制構築事業の内容に、新たに狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」等の内容を追加する。

(3) 依頼・連絡事項

○ モデル事業への積極的な取組

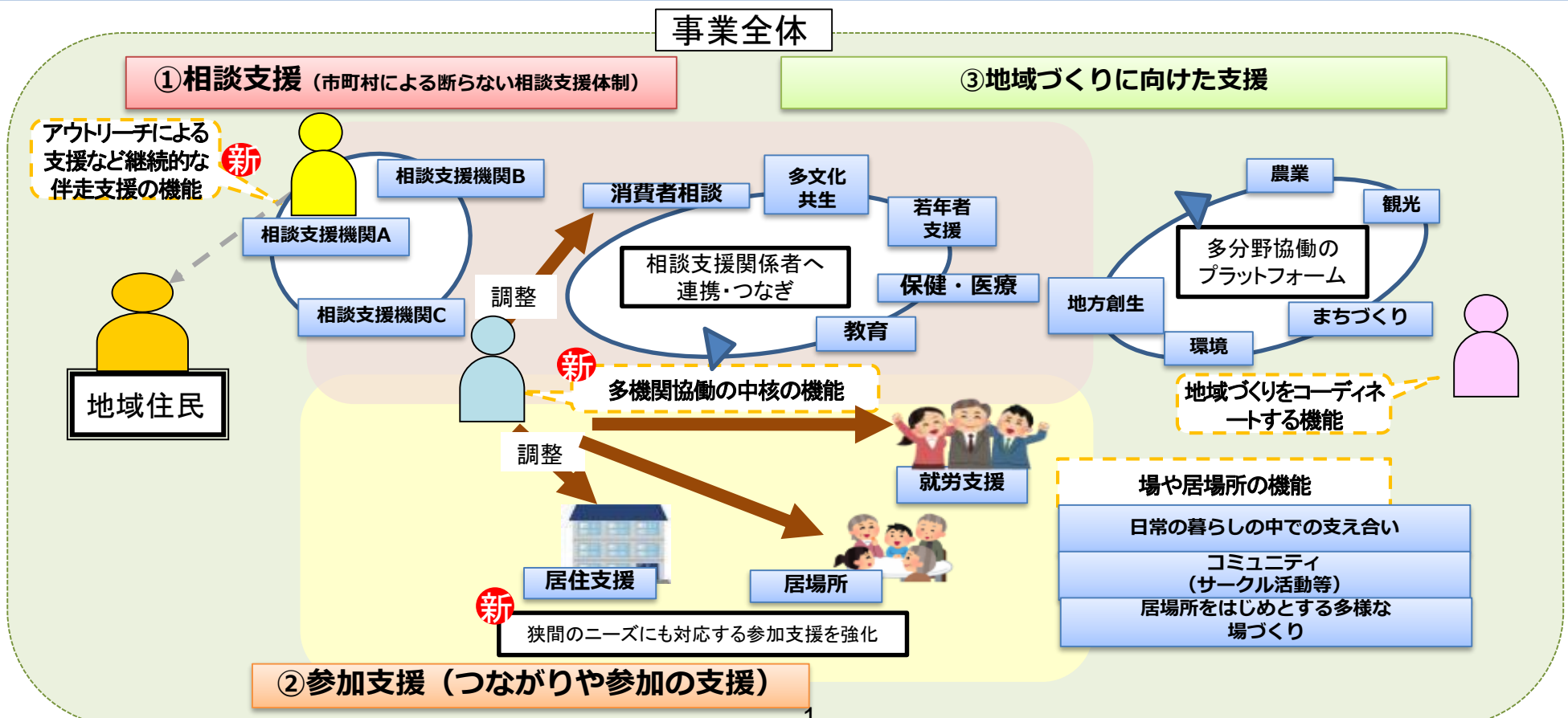
- ・ 令和2年度予算案では、**モデル事業の実施箇所数を令和元年度の200自治体から250自治体に増やす**こととしており、**未実施の自治体においては、積極的に事業に取り組んでいただくことをお願いします。**
- ・ **既にモデル事業に取り組んでいる自治体においては、「参加支援」と「地域づくりに向けた支援」等の内容も合わせて実施いただくようお願いする。**

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

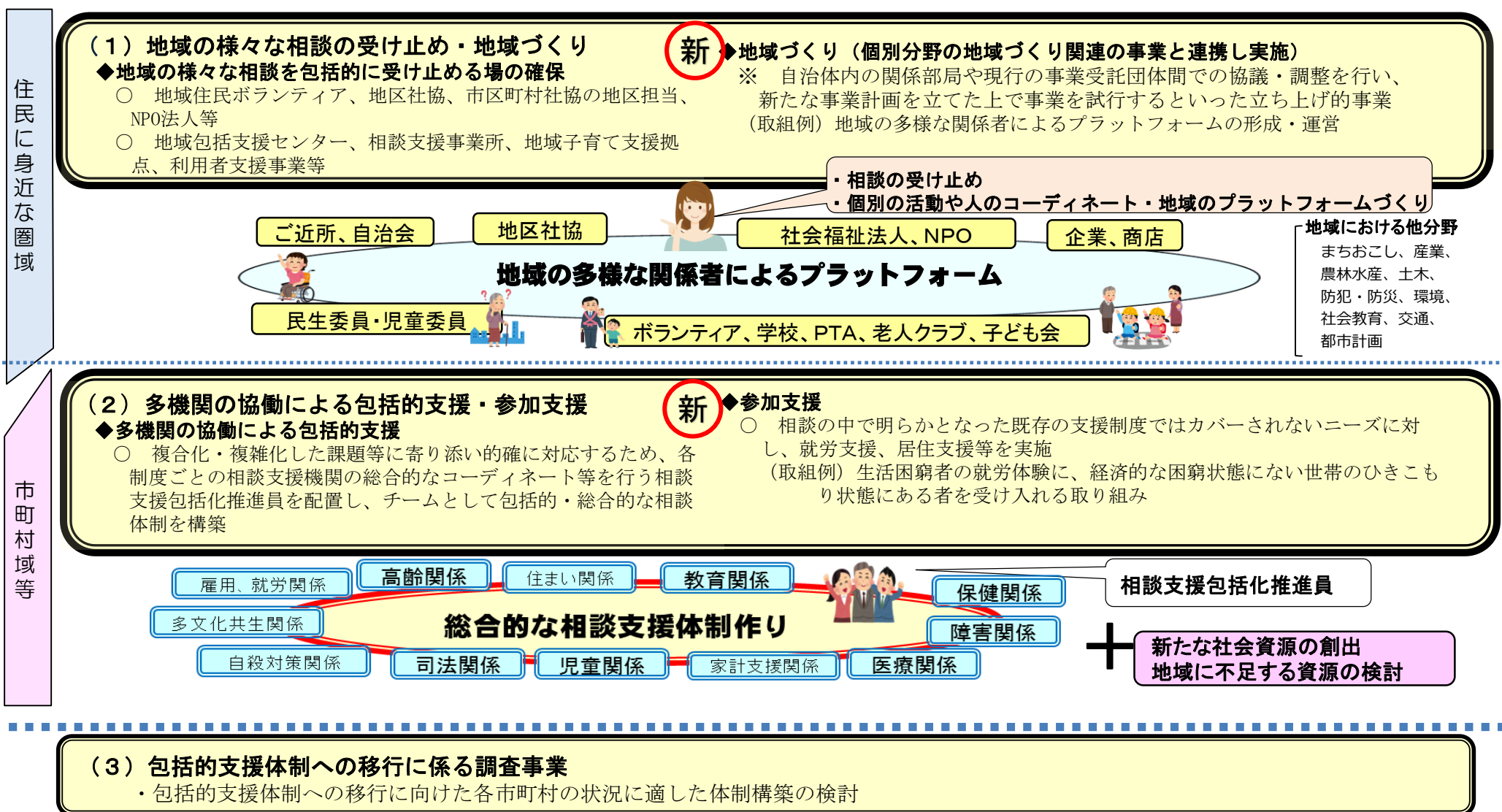
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
 - － 事業実施の際には、①～③の支援は全て必須
 - － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**



相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施



第2 ひきこもり支援について(就職氷河期世代支援プログラムを踏まえた施策の推進)

(1) 現状・課題

- 平成31年3月の内閣府調査によれば、40歳～64歳のひきこもり状態にある者は61.3万人と推計。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)(令和元年6月21日閣議決定)において、「就職氷河期世代支援プログラム」(以下、支援プログラム)を定め、また、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」(令和元年12月23日)(以下、行動計画)が決定され、その中で、「個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援」に、ひきこもり支援施策が位置づけられている。
- 支援プログラムでは、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされており、昨年8月、自治体に対して、これまで各自治体で実施されたひきこもり状態にある方の実態等に係る調査状況を周知するとともに、支援対象者の実態やニーズの把握の積極的な検討をお願いした。また、行動計画では、都道府県及び市町村において、労働、福祉、経済等の各分野における組織体が一体となったプラットフォームを構築して施策を進めていくこととしており、令和元年度から先行的にモデル実施している愛知県、大阪府、福岡県、熊本県に加えて、令和2年度中に、全都道府県において取組を開始することを目指すとしている。

(2) 令和2年度の取組

- 令和2年度においては、支援プログラム等を踏まえ、適切な支援ができる相談支援体制の構築や、中高年の者に適した支援の充実等を掲げ、以下のとおり、メニューの創設や拡充を行う。
 - ・ 自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員(仮称)の配置(令和元年度予算における前倒し実施も可能)
 - ・ ひきこもり地域支援センターに医療、法律等の多職種から構成されるチームを新たに設置し、市町村支援等を実施
 - ・ 中高年の者も参加しやすくなるような居場所づくりの推進(ひきこもりサポート事業の拡充) など

(3) 依頼・連絡事項

<ひきこもり状態にある方のニーズ等の実態把握及びひきこもり相談窓口の周知広報について>

- ひきこもり状態にある方のニーズ等を明らかにするための実態把握が未実施の自治体においては、実態やニーズ把握の実施をお願いする。
- ひきこもり状態にある方やその家族に、支援に関する情報を確実に届けられるよう、相談窓口を明確化した上で、窓口に関する周知広報をお願いする。
- これらの実態把握や広報に係る費用への財政支援を令和元年度補正予算により実施しているため、本事業の追加協議を希望する自治体は、ご相談いただきたい。

<都道府県プラットフォーム及び市町村プラットフォームの構築について>

- 都道府県の福祉部局におかれては、労働局や都道府県の労働部局と十分連携の上、都道府県プラットフォーム構築に向けた取組に積極的に参画いただくとともに、市町村プラットフォームの構築促進のため、管内市町村へのご支援をお願いします。
- 市町村におかれては、支援関係機関等を構成員としたプラットフォームを構築することを通じて、関係者や当事者のニーズを踏まえた支援を実施いただくよう、お願いします。
- 都道府県及び市町村におかれては、プラットフォームが、福祉行政と労働行政の連携はもとより、経済団体をはじめ、民間支援団体、ひきこもりの当事者団体・家族会など、官民の枠組みを超えた多機関連携・多職種協働のネットワークとなるよう、多様な団体に対して参画を呼び掛けられたい。
- 令和2年度予算案においては、市町村プラットフォームの構築に必要な予算も含め、ひきこもり支援施策、生活困窮者自立支援施策を拡充しているため、これらの積極的な活用をお願いします。

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン(令和元年5月29日厚生労働省)に係る
令和2年度予算案、令和元年度補正予算 ※社会参加実現に向けたプログラム関係

- 支援プランでは、きめ細やかな事業展開として、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等への支援プログラムの展開を図ることとしている。
- このうち、社会参加実現に向けたプログラムに関して、令和2年度予算案及び令和元年度補正予算において、以下の事業を盛り込んでいる。

情報のアウトリーチの推進

○本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化 0.1億円

ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

より身近な場所での相談支援の実施

1 アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 31.7億円

自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員(仮称)を配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。

2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化 11.5億円

ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置し、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修 1.2億円

自立相談支援機関の支援員向けにひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

社会参加の場の充実等

1 就労準備支援等の実施体制の整備促進 5.8億円

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考としたモデル実施を通して、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

2 就労支援機能強化事業 3.3億円+1.0億円

ひきこもり等就労に向けた一定の準備が必要な方等の状態像に合わせ、都道府県による広域での就労体験・就労訓練先の丁寧な開拓・マッチング等を推進する。
また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者を組み合わせる仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

3 中高年の者に適した支援の充実 11.5億円※再掲

中高年のひきこもり状態にある者に適した支援の充実のため、以下の取組を実施。

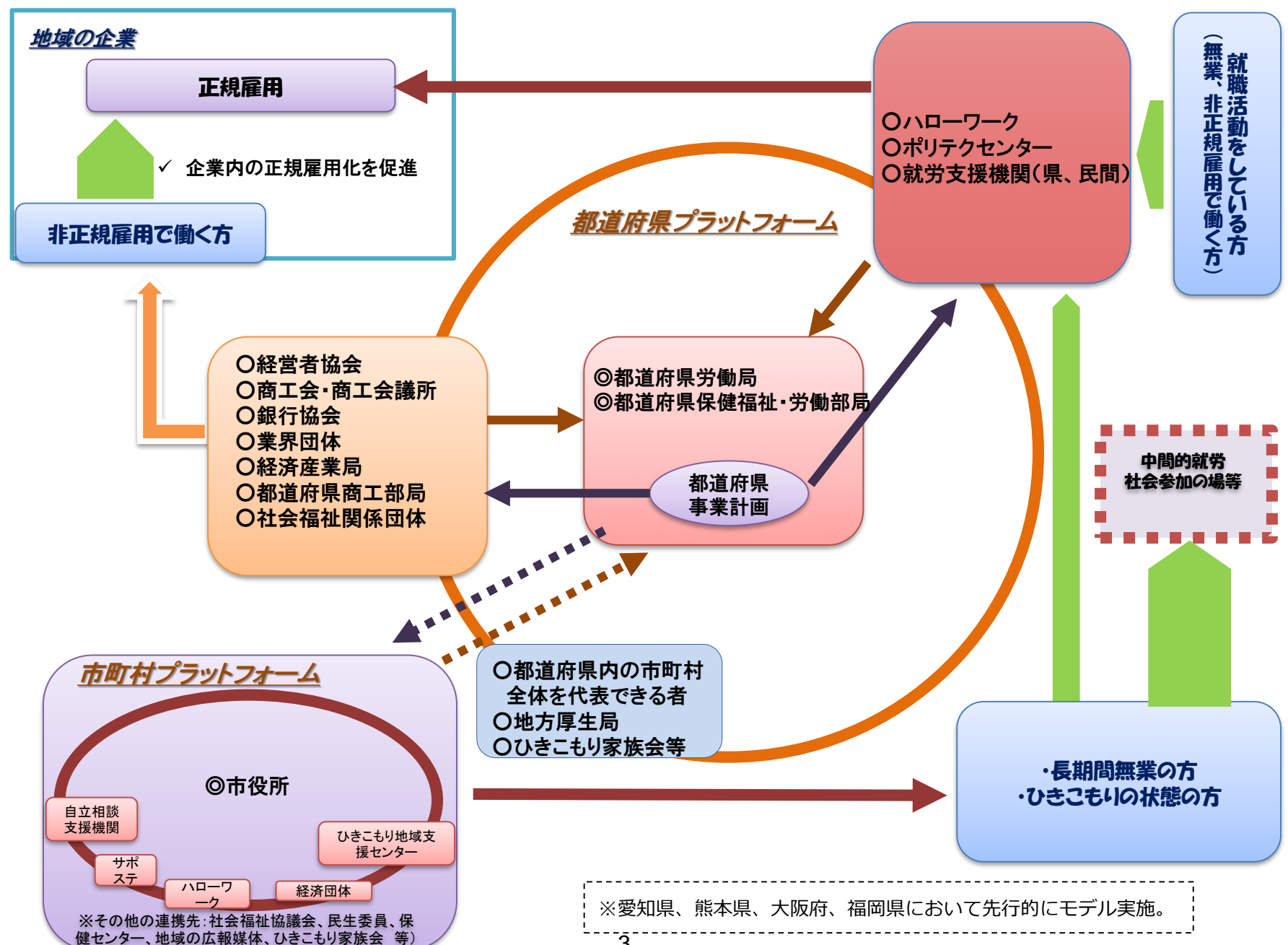
- ①中高年の者が参加しやすくなるような居場所づくり ②就労に限らない多様な社会参加の場の確保 ③家族に対する相談や講習会等の開催 等

地域共生社会の実現 487.1億円の内数

- 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動を促進する。
- 具体的には、世帯の複合的なニーズ等に対応できるよう、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。(200→250自治体)

- ◆ 生活福祉資金の新しい貸付メニューの創設により、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行う。(令和元年度補正予算12.4億円)
- ◆ ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。(令和元年度補正予算4.5億円)

都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



1. 基本的な考え方

- 市町村レベルでは、個別ケースの具体的な支援プランの作成のために関係者が集う会議体（支援調整会議）等が開催されており、こうした**既存の会議体等を十分に活用**する。

※ 既存の会議体等の在り方は各自治体で、その必要性に応じ、構成メンバー、開催頻度等において様々な形態があり、特定の会議体をベースにすることを前提とする事や、機械的な運用ルールを定めることは、設置そのものが目的化し、会議体等が機能しない自体を招く恐れがあることに留意。ただし、自治体における円滑な実施を支援する観点から、一定の考え方や、目安となる基本的な構成メンバー等は示す必要がある。

※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しい会議体等を構築する。

- 市町村プラットフォームの役割は、以下のようなものが考えられる。

- ① **既存の会議体等の役割を念頭に、様々な関係機関のネットワークを活用して、個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関して情報共有や、当該地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つこと**
- ② **上記機能を高めるため、都道府県プラットフォームに対し、都道府県プラットフォームがつながりを持つ経済団体やハローワーク、サポステ等との関係構築のためのつなぎ、都道府県内の他の市町村等の事例の共有、つながり作りの支援等の要請を求めること**

2. 実施要件

(1) プラットフォームの運営を通じたネットワークの構築について

- 以下の主体とのネットワーク（※）が構築できるようにプラットフォームを運営すること（令和元年5月29日「厚生労働省就職氷河期支援プラン」参照）。その他必要と考えられる主体ともネットワークが構築できるように努めること。

（※）各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性をいう。

- ・ 自立相談支援機関、就労準備支援機関
- ・ 地域若者サポートステーション
- ・ ハローワーク
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 経済団体、地元の中小企業
- ・ ひきこもり地域支援センター
- ・ ひきこもり家族会、当事者会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員
- ・ 保健所・保健センター
- ・ 地域の広報媒体

(2) 実施方法について

- 市町村プラットフォームの運営手法については指定しないこととするが、必ずしも全ての主体を集めて会議する必要はなく、各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。
- 市町村プラットフォーム設置に当たっては、都道府県プラットフォームとの連絡調整等を円滑にする観点から、市町村において市町村プラットフォームを運営する事務局（担当部局）を定めること。
- 運営にあたっては、市町村レベルの既存の会議体（支援会議、個別事案に係る支援調整会議、地域ケア会議等）において築かれたネットワークを活用して差し支えないこと。
 - ※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しいネットワークを構築すること。
 - ※ 圏域としては市レベルを基本とし、町村については既存会議体の在り方を踏まえて柔軟に対応すること。

(3) 都道府県プラットフォームとの連携について

- 市町村プラットフォームの事務局は、都道府県プラットフォームを主催する労働局の担当者及び市町村事業を統括する都道府県福祉部局の担当者と適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。

第3 生活困窮者自立支援制度の推進について

1 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施(全国の実施率:100%)の推進

(1) 現状・課題

- 生活困窮者自立支援制度では、平成30年に法改正を行い、任意事業である就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施の努力義務化等を行い、特に、令和元年度～3年度の3年間を集中実施期間として、就労準備支援事業等の完全実施(全国の実施率:100%)を目指すこととしている。
- 令和元年度時点の実施状況を見ると、次のように都道府県でばらつきがみられる。
 - ・ 就労準備支援事業では、県内で実施率が80%以上である県が7県、30%以下である県が9県
 - ・ 家計改善支援事業では、県内で実施率が80%以上である県が8県、30%以下である県が9県
 - ・ 都道府県では、就労準備支援事業で6県、家計改善支援事業で7県が未実施

(2) 令和2年度の取組

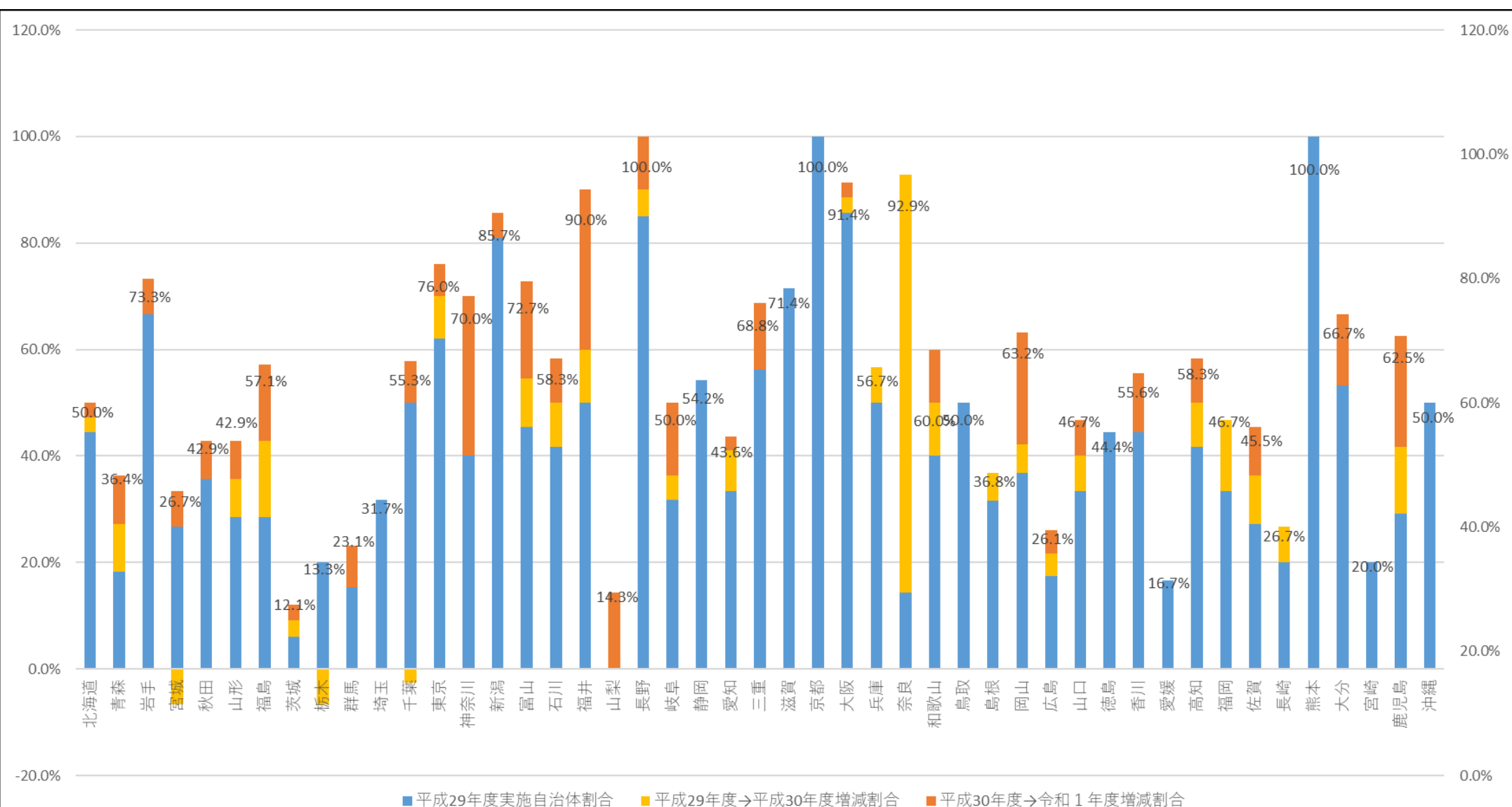
- 国による自治体支援を実施する中で、**集中実施期間の2年目に当たることを踏まえ、都道府県による未実施自治体に対する具体的な支援の強化と、特に、重点的な対応を依頼したい都道府県への厚生労働省による支援を進めること**としている。

(3) 依頼・連絡事項

- 就労準備支援事業等が未実施の自治体にあつては、引き続き、事業の実施に向けた取組を進めるとともに、必要に応じて、**専門スタッフの派遣によるコンサルティング支援や、広域実施にかかるモデル事業への国庫補助についても利用を検討していただきたい。**
- **都道府県においては、広域自治体として、管内の未実施自治体の実施に至るまでに必要な対応と工程の整理や進捗把握と必要な助言を個別に行っていただく**など、具体的な支援を強化していただきたい。
- **また、厚生労働省としては、特に、実施自治体の増加に向けた支援の強化をお願いしたい都道府県を選定し、重点的な支援を行っていくこととしているので、選定された都道府県については、ご協力をお願いする。**

就労準備支援事業の都道府県別実施状況

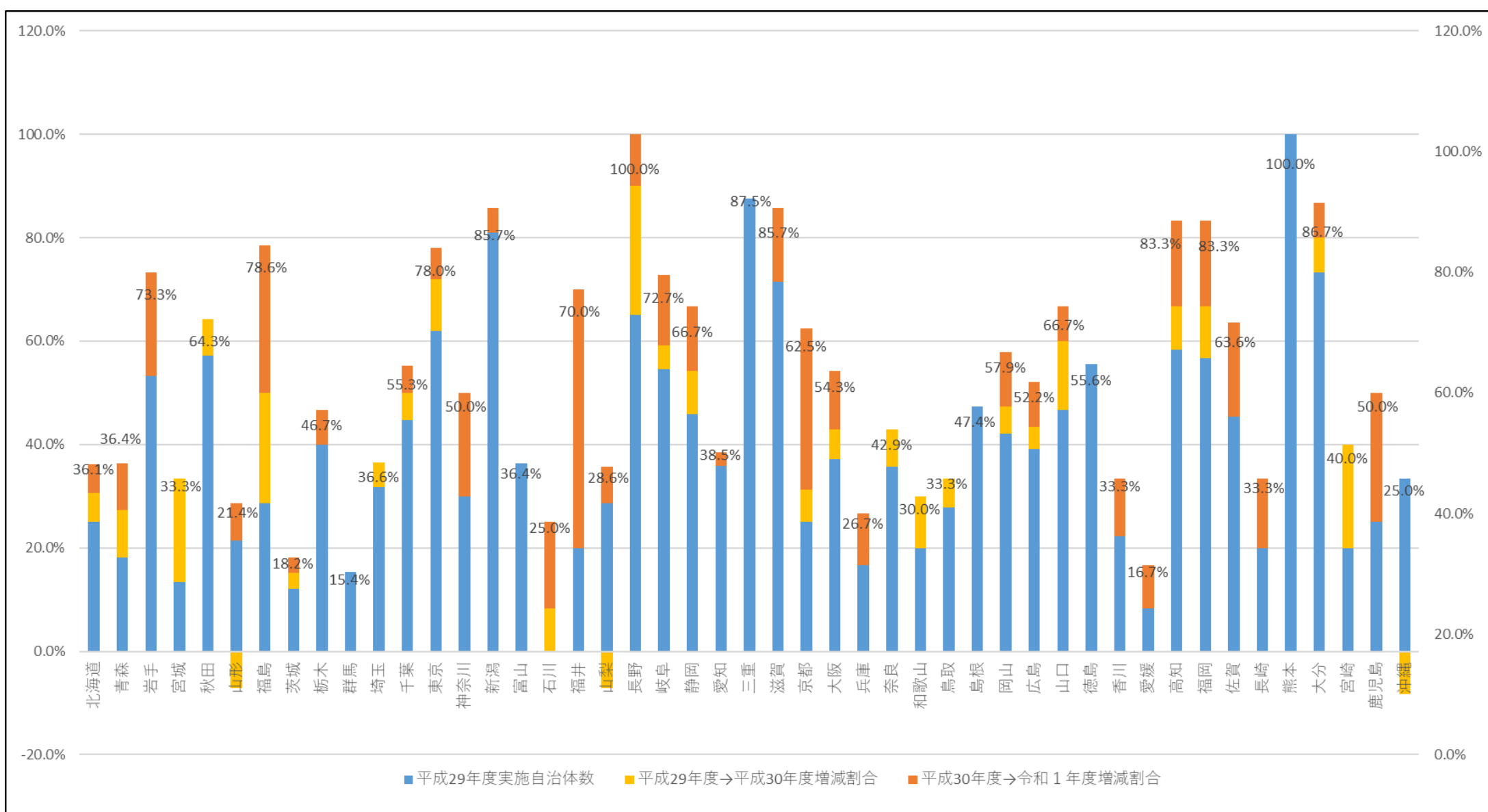
(管内自治体のうち、当該事業を実施している自治体の割合)



※ データ出典)生活困窮者自立支援事業支援実績(統計システム集計結果)(令和元年度は7月1日現在)。

家計改善支援事業の都道府県別実施状況

(管内自治体のうち、当該事業を実施している自治体の割合)



※ データ出典)生活困窮者自立支援事業支援実績(統計システム集計結果)(令和元年度は7月1日現在)。

2 就職氷河期世代への支援強化等の各事業の充実

(1) 現状・課題

- 政府において「就職氷河期世代支援プログラム」が策定されるなど、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方等を対象とした、一人ひとりの状況をきめ細かく対応するための体制強化と支援の充実が求められている。
- また、平成30年の生活困窮者自立支援法の改正を通じて、地域居住支援や、子どもの生活習慣・育成環境の改善の取組強化を進めてきた。

(2) 令和2年度の取組

- 前述の就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施(全国の実施率:100%)を推進するとともに、**自立相談支援や就労支援の機能強化等**を進める。
- 具体的には、**ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していくため、次の取組を新たに実施する。**
 - ・ **アウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化**
 - ・ **広域での就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進**

(3) 依頼・連絡事項

- 広域実施等による就労準備支援事業等の実施促進、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化、就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等について、**国による財政支援の活用も検討しつつ、取組を進めていただきたい。**
- また、**地域居住支援や子どもの生活・育成環境の改善の取組**について、**各自治体の取組事例を参考として、取組の実施及び内容の充実を図られたい。**

生活困窮者自立支援制度の推進(令和2年度予算案)

- 令和元年4月に全面施行された生活困窮者自立支援法の着実な実施が必要。
- 生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要。
- このため、令和2年度予算案において、就労準備支援事業等の実施体制の整備促進や事業内容の強化など、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

課題	対応
<p>○ 改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国の実施の促進 ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化 等 	<p>① 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が関与した広域実施や市同士の連携による広域実施の促進を図るための事業(モデル事業)の創設【5.8億円】 <p>② 自立相談支援や就労支援の機能強化等(事業内容の強化)</p> <p>ア. アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化【31.7億円】</p> <p>イ. 就労支援の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域での就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進(都道府県事業)【3.3億円】 就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正)) 農業分野等との連携強化事業(就労体験や訓練の場の情報収集・マッチング)の創設(国事業)【1.0億円】 <p>ウ. 子どもの学習・生活支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習支援会場の設置促進【5.0億円】 <p>※ 上記の他、地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化を行う。 また、令和元年度補正予算において、働きながら国家資格の取得等のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。</p>
<p>R 2年度予算案 487.1億円 (R元年度予算額 438.2億円)</p>	
<p>(参考) 令和元年度補正予算案 技能習得期間における生活福祉資金貸付の推進 12.4億円</p>	

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和2年度予算案 5.8億円

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

補助率：10/10

事業の概要等

実施形態

- 市同士の連携による広域実施(取組例：加西市等)
- 都道府県が関与した広域実施(取組例：熊本県、大阪府等)

モデル箇所数

- 30箇所程度

事業内容

- ア 自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施(広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等)
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援 等

[参考] 任意事業を実施しない理由(平成30年度実施状況調査)

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2~4年度とする。

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

補助率:10/10

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施等

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。（なお、令和元年度当初予算における前倒し実施も可能とする。）

就労支援の機能強化（都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング）

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

補助率:10/10

就労支援の機能強化①（都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング）

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

※ 就労準備支援事業の利用期間は1年とされている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が存在することから、まずは多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、例外的に1年を超えて利用できることを明確化する。（省令改正）

3 生活福祉資金貸付制度について

(1) 現状・課題

- 貸付金の適切な債権管理事務の実施を促す観点から、令和元年度から、都道府県社会福祉協議会が行う償還の取組や債権の回収業務に係る体制を適切に評価する仕組み(加算)を設け、制度の安定的な運営を目指している。
令和元年度は、債権回収の体制と取組のそれぞれを評価する加算について、両取組が未実施の都道府県が55.3%であった。
- また、就職氷河期世代の方に対する支援の強化の観点から、貸付メニューの充実が求められている。

(2) 令和2年度の取組

- 就職氷河期世代の方への活躍支援の充実を図る観点から、国家資格(栄養士、調理師等)の取得等のために長期訓練期間中における生計を維持するための貸付を通じた支援を行うための「長期訓練生計費」を創設する。
- 長期訓練生計費は、市町村個人住民税が非課税の者であって、自立相談支援機関による支援(プラン作成や就労支援)を受ける者を対象とし、据え置き期間を養成課程の修了時点から6月以内とする等のメニューである。
- なお、本貸付の実施に当たり必要となる原資や生活福祉資金業務システムの改修費については、国庫補助を予定している。

(3) 依頼・連絡事項

- 都道府県においては、長期訓練生計費の創設に係るシステム改修のための予算措置を行っていただきたい。なお、システム改修に加え、生活福祉資金業務システムは、システム及び機器の更新が必要となるので、あわせて対応に遺漏なきようお願いする。
- また、各都道府県社会福祉協議会と協議の上、債権回収のための体制整備や取組を進めていただきたい。

技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

令和2年度予算案：2.2億円

令和元年度補正予算案：12.4億円

【要旨】

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金(※)の貸付を行う新しいメニューの創設により、訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。
※ 福祉資金(福祉費)：技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

【事業内容】

- 対象者は、市町村個人住民税非課税であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者(支援プランに本貸付が位置づけられる者)とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6ヶ月以内(従来の貸付では、貸付の日から6ヶ月以内)に緩和する。

	現行の福祉資金(福祉費)	新たなメニュー
対象者	低所得者(市町村住民税非課税世帯相当)、高齢者世帯、障害者世帯	次のいずれにも該当する者 ①市町村個人住民税非課税の者 ②国家資格を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援(プラン作成、就労支援)を受ける者
貸付上限額の目安	技能を習得する期間ごとに設定。 ① 6月程度 130万円 ② 1年程度 220万円 ③ 2年程度 400万円 ④ 3年以内 580万円	左記同様
据置期間	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6ヶ月以内	養成課程修了時点から6ヶ月以内
償還期限	8年	左記同様
貸付利率	① 保証人ありの場合：無利子 ② 保証人なしの場合：年1.5%	左記同様
保証人	原則必要(ただし、保証人なしでも貸付可)	左記同様
申込先	民生委員又は民生委員協議会(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)	民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)

【実施主体】

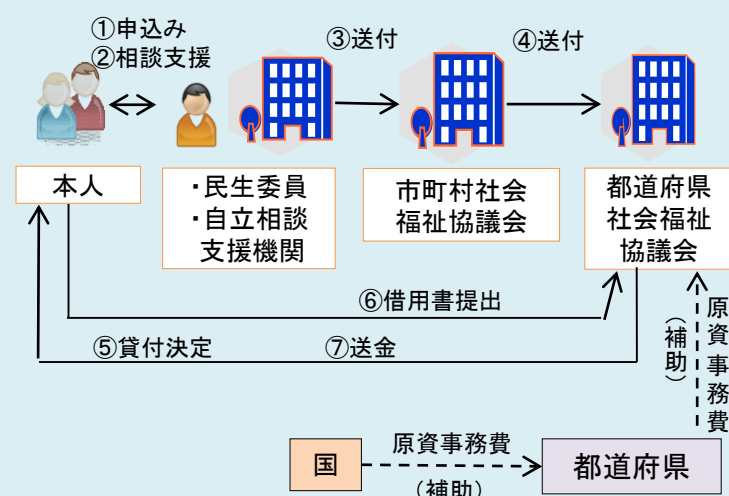
各都道府県社会福祉協議会

【所要額】

○令和2年度予算案：2.2億円
・PC、サーバ等経費(補助率1/2)

○令和元年度補正予算案：12.4億円
・貸付原資の積み増し(補助率2/3) 9.0億円
・システム改修費(補助率10/10) 3.4億円

【事業スキーム】



生活福祉資金貸付事業の補助体系

- ◇ 各都道府県社協が債権回収強化のための取組を地域の実情や特性に応じて、柔軟かつ効果的に実施できるよう、
 - ① 各都道府県社協における債権回収にかかる業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、**債権回収業務に従事する職員を配置する場合**（『債権回収体制整備加算』）、
 - ② 既存システムの改修や弁護士、民間会社のノウハウを活用するなど**債権回収業務を効果的・効率的に行うための取組を実施する場合**（『債権回収取組強化加算』）、
 それぞれ**500万円**を現行の基本事業費（1,000万円）に加算

（参考）都道府県社協に対する事務費の補助基準額の加算体系図（案）

出来高加算

・貸付件数1件あたり **+2.6万円** ・償還件数（通常債権）1件あたり **+2.6万円** ・償還件数（不良債権）1件あたり **+5.2万円**

◆債権回収体制整備加算

+500万円

（対象経費の例）

- ◇ 債権回収に関する業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、債権回収専任の職員の配置
- ◇ 金融機関OBなど債権回収に知見を有する職員の配置など



◆債権回収取組強化加算

+500万円

（対象経費の例）

- ◇ 債権回収強化のための現行システムの改修（名寄せ機能やアラート機能の強化、滞納者情報の充実）
- ◇ 顧問弁護士との日常的な相談体制の確立
- ◇ 弁護士委任による効率的な債権回収の実施
- ◇ 専門的な知識や経験を有する一般民間事業者等への業務委託
- ◇ 市区町村社協職員に対する債権管理に関する研修の実施など



基本事業費（1,000万円）

（対象経費）職員俸給、諸手当等、社会保険事業主負担金、旅費、諸謝金、需用費（備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）、委託料、負担金

第4 地域福祉の推進等について

1 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業について

（1）現状・課題

- 昨今、多発する自然災害への対応状況から、災害ボランティア活動は被災地の復旧・復興に不可欠であるとの考えが広く認識されつつある。このため、災害時において社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、令和2年度においては、以下の取組を推進する。

（2）令和2年度の取組

- ① 全国社会福祉協議会の研修において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、研修の実施回数を増やし、都道府県（都道府県社会福祉協議会）における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）を創設し、**都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。**
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、**都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力を得るなどして、平時に災害ボランティアセンターの設置運営の実地訓練等を行う。**

※ 上記②及び③の事業は、補助事業者を都道府県又は市町村とし、間接補助事業者を都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会とする。

（3）依頼・連絡事項

本事業は、上記のように**3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、効果的な取組になると考えられることから、特に都道府県におかれては、本事業の活用により、管内市町村における災害ボランティアの環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。**

2 被災者に対する見守り等の支援の推進について

(1) 現状・課題

- 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号等により応急仮設住宅等に入居する被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を実施していくことが必要。

(2) 令和2年度の取組

- 大規模災害時には、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、発災時に自治体が速やかに事業実施できる仕組みとしているので、必要に応じて本事業の活用を検討いただきたい。
あわせて、本事業を実施する際には、効果的な取組が可能となるよう、関連施策とも密接に連携し、一般施策による支援での対応を検討願いたい。
- また、本事業終了後においては、支援体制構築のため、民生委員・児童委員による見守りや生活困窮者自立支援制度等による支援など、一般施策による支援へ移行していくことを十分に検討いただきたい。

(3) 依頼・連絡事項

- 被災者見守り・相談支援事業については、大規模災害発生時に自治体が速やかに事業実施できる仕組みとしている。大規模災害発生時には、必要に応じて本事業の活用を検討いただきたい。

3 地域福祉計画について

(1) 現状・課題

- 平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により、計画に盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加し、計画の策定を努力義務化。
- 「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。(H31.4.1現在策定済:1,364市町村(策定率78.3%))
- 「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。(H31.4.1現在策定済:45都道府県(策定率95.7%)(未策定の自治体については、令和2年度を初年度とする支援計画を策定予定。))

(2) 依頼・連絡事項

- 平成30年4月から施行されている改正社会福祉法により、地域福祉(支援)計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体におかれては、地域福祉(支援)計画の策定に努められたい。
- また、社会福祉法第10条第1項において、地域福祉(支援)計画に盛り込むべき事項として5項目(①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合))が掲げられている中、社会福祉法が定める地域福祉計画として認められるためには、これらの5項目の全てを定めることが必要であり、全てを定めていない自治体においては、記載内容を追加されたい。
- 都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。
- 地域福祉(支援)計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているが、本年も調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象:1741市町村
- 回答数 :1741市町村(回収率100%)
- 調査時点:平成31年4月1日現在

II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

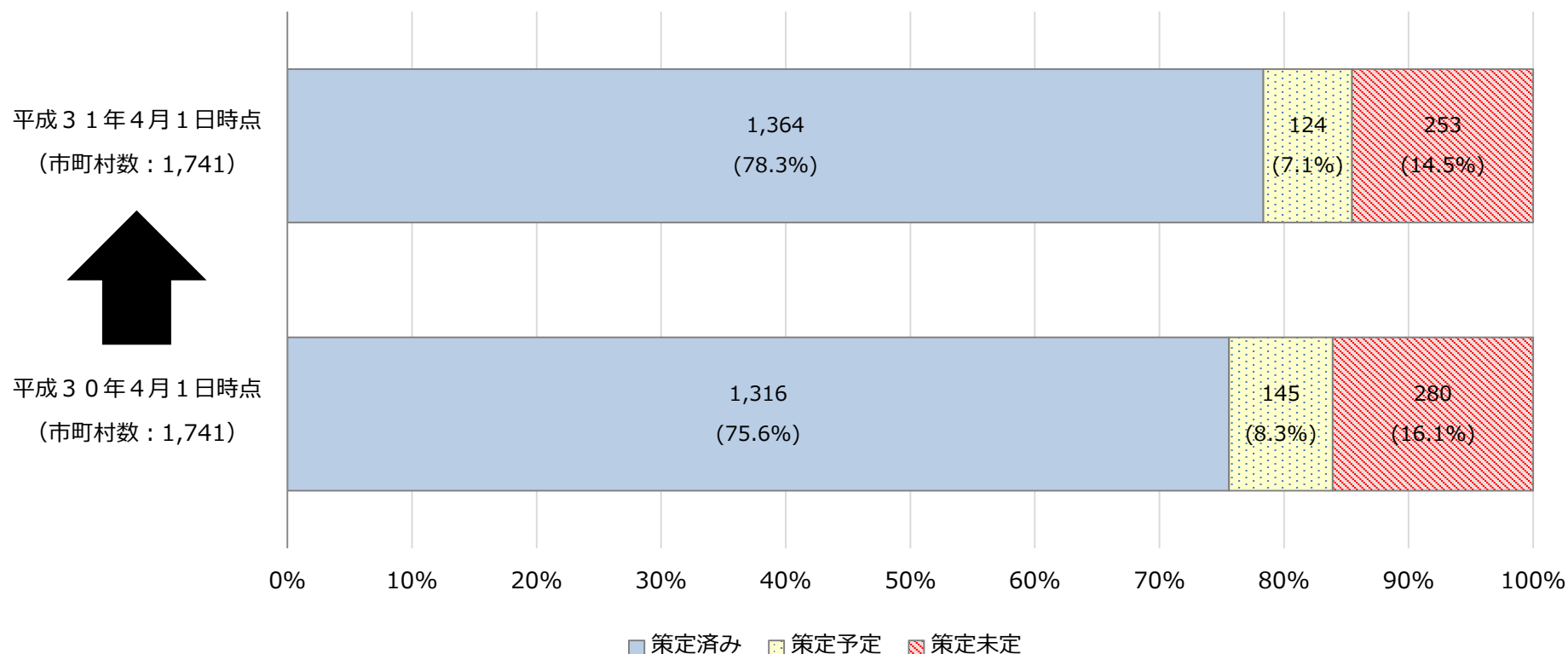
【調査の概要】

- 調査対象:47都道府県
- 回答数:47都道府県(回収率100%)
- 調査時点:平成31年4月1日現在

<市町村地域福祉計画の策定状況>

- 全1,741市町村のうち、「策定済み」が1,364市町村(78.3%)となり、前回調査と比較して2.7ポイント増加した。

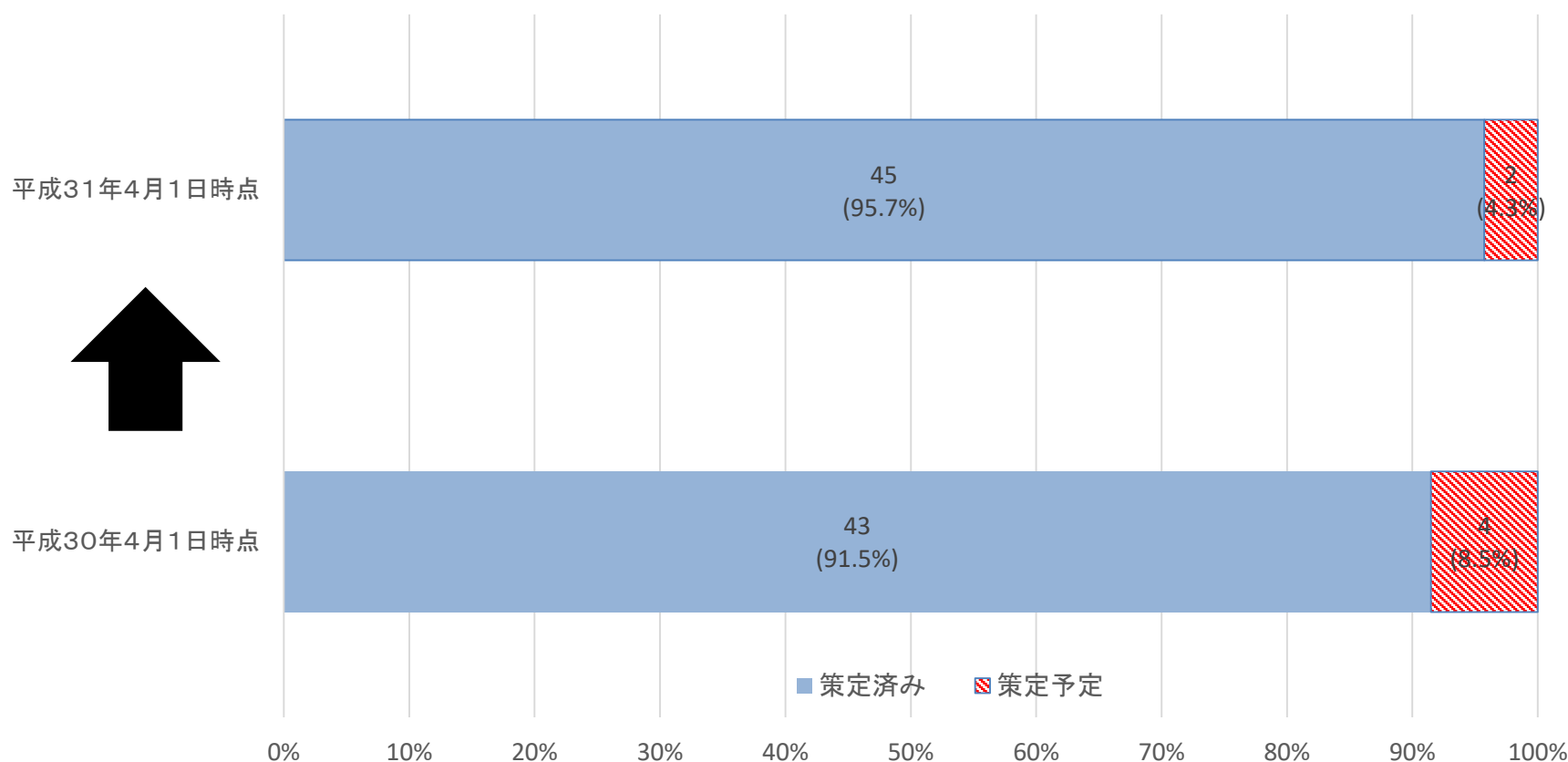
市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況



<都道府県地域福祉支援計画の策定状況>

- 「策定済み」は45都道府県(95.7%)となり、「策定予定」が2県(4.3%)となっている。

47都道府県の回答



4 民生委員について

(1) 民生委員の一斉改選

- 令和元年12月1日に3年に1度の民生委員・児童委員の一斉改選が行われたが、改選結果は次のとおりとなっている。

	令和元年度	前回(平成28年度)
定数	239,682人	238,352人
委嘱数	228,206人	229,541人

※委嘱数のうち新任委員71,747人、再任委員156,459人

- 改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。
- **改選時において、民生委員の欠員が生じている自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなど民生委員の確保に向けた取組を行うようお願いする。**

(2) 民生委員の活動環境の整備等

- 民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、民生委員等活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度から、次のとおり拡充を行う。各自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

	令和2年度(案)
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000円

- 民生委員活動を推進していく上で、地区担当の民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について住民に周知することは重要であり、かつ、民生委員制度に関する理解を深めていただくことは将来のなり手の確保にも資するものと考えられる。このため、**各自治体におかれても、民生委員制度の一層の普及啓発に特段の配慮をお願いする。**
- 今回の一斉改選に伴い、全体の約3割の方が新たに民生委員として委嘱されている現状を踏まえ、**各自治体においては、引き続き、民生委員が円滑に活動できるよう必要な研修の企画、実施を計画的かつ重点的に行うようお願いする。**また、研修の企画、実施にあたっては、**活動に影響のある新たな施策や社会的課題等について確実に内容に盛り込むとともに、学習ツール等の活用により、効果的な研修となるようお願いする。**
- 民生委員活動の住民に対する理解促進や民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、一部の自治体においては、独自に「民生委員協力員」の設置や「子ども民生委員」の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討いただきたい。

令和元年度民生委員・児童委員の一斉改選結果

NO	都道府県	定数(人)	委嘱数(人)
1	北海道	8,478	8,106
2	青森県	2,247	2,083
3	岩手県	3,179	3,026
4	宮城県	3,092	2,915
5	秋田県	2,680	2,550
6	山形県	2,429	2,306
7	福島県	2,946	2,890
8	茨城県	5,291	5,140
9	栃木県	3,136	3,024
10	群馬県	2,783	2,735
11	埼玉県	8,012	7,506
12	千葉県	6,389	6,018
13	東京都	10,361	9,488
14	神奈川県	4,055	3,818
15	新潟県	3,502	3,364
16	富山県	1,679	1,679
17	石川県	2,020	2,013
18	福井県	1,366	1,328
19	山梨県	2,078	2,042
20	長野県	4,399	4,317
21	岐阜県	3,655	3,625
22	静岡県	4,397	4,257
23	愛知県	5,857	5,779
24	三重県	4,236	4,002
25	滋賀県	2,723	2,591
26	京都府	2,870	2,774
27	大阪府	5,098	4,675
28	兵庫県	4,815	4,569
29	奈良県	2,280	2,215
30	和歌山県	1,966	1,886
31	鳥取県	1,173	1,134
32	島根県	1,776	1,731
33	岡山県	2,356	2,318
34	広島県	2,540	2,403
35	山口県	3,078	3,006
36	徳島県	2,020	2,010
37	香川県	1,341	1,327
38	愛媛県	2,647	2,643
39	高知県	1,741	1,645
40	福岡県	4,619	4,378
41	佐賀県	2,141	2,093
42	長崎県	1,994	1,906
43	熊本県	2,788	2,682
44	大分県	2,088	2,032
45	宮崎県	1,874	1,765
46	鹿児島県	3,155	2,937
47	沖縄県	1,963	1,526
	小計	157,313	150,257

(注)指定都市・中核市を含まない。

<改選結果>

○ 定数：239,682人

※平成28年(前回改選時)238,352人

○ 委嘱数：228,206人

※平成28年(前回改選時)229,541人

うち新任委員 71,747人(31.4%)

再任委員 156,459人(68.6%)

※全国の民生委員・児童委員について、令和元年11月30日に3年間の任期が終了し、同年12月1日に一斉に改選(厚生労働大臣委嘱)された。

NO	指定都市	定数(人)	委嘱数(人)
48	札幌市	2,970	2,833
49	仙台市	1,618	1,521
50	さいたま市	1,458	1,372
51	千葉市	1,520	1,421
52	横浜市	4,717	4,359
53	川崎市	1,813	1,479
54	相模原市	933	872
55	新潟市	1,375	1,282
56	静岡市	1,196	1,144
57	浜松市	1,345	1,309
58	名古屋市	4,449	4,239
59	京都市	2,728	2,724
60	大阪市	4,239	3,993
61	堺市	1,169	1,113
62	神戸市	2,571	2,385
63	岡山市	1,242	1,158
64	広島市	1,985	1,836
65	北九州市	1,591	1,526
66	福岡市	2,522	2,345
67	熊本市	1,466	1,319
	小計	42,907	40,230

NO	中核市	定数(人)	委嘱数(人)
68	函館市	710	704
69	旭川市	782	774
70	青森市	658	612
71	八戸市	530	490
72	盛岡市	595	576
73	秋田市	714	675
74	山形市	495	475
75	福島市	593	580
76	郡山市	623	605
77	いわき市	678	640
78	宇都宮市	825	811
79	前橋市	679	654
80	高崎市	716	704
81	川越市	510	473
82	川口市	633	588
83	越谷市	453	415
84	船橋市	789	727
85	柏市	577	501
86	八王子市	453	442
87	横須賀市	584	547
88	富山市	885	880
89	金沢市	1,125	1,118
90	福井市	504	492
91	甲府市	453	453
92	長野市	875	860
93	岐阜市	897	876
94	豊橋市	555	550
95	豊田市	607	599
96	岡崎市	570	567
97	大津市	657	654
98	高槻市	549	500
99	東大阪市	826	796
100	豊中市	600	555
101	枚方市	545	465
102	八尾市	412	386
103	寝屋川市	355	321
104	姫路市	932	919
105	西宮市	731	644
106	尼崎市	857	776
107	明石市	411	397
108	奈良市	771	738
109	和歌山市	731	710
110	鳥取市	516	481
111	松江市	503	484
112	倉敷市	790	767
113	呉市	633	615
114	福山市	887	863
115	下関市	693	673
116	高松市	873	859
117	松山市	1,002	994
118	高知市	745	675
119	久留米市	580	558
120	長崎市	1,012	956
121	佐世保市	628	605
122	大分市	886	860
123	宮崎市	743	689
124	鹿児島市	1,067	1,042
125	那覇市	459	349
	小計	39,462	37,719

5 地方改善事業等について

(1) 現状・課題

- 隣保館は、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を行っている。隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多いことから、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成30年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に隣保館の耐震化対策等について盛り込み、改築や大規模修繕等による耐震化整備等（令和2年度までの3カ年）を集中的に進めていくこととしている。
- 平成31年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。）が交付されたところ。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。

(2) 依頼・連絡事項

- 令和2年度予算案における地方改善施設整備費補助金においては、3か年緊急対策を含む総額14.8億円の予算を確保したところ。令和2年度は、緊急対策期間の最終年度に当たるため、各自治体においては、当補助金の活用等により積極的に隣保館の耐震化等の整備に努められたい。なお、隣保館を所管する部局に確実に情報が共有されるようお願いする。
- 生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されたところであり、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用されたい。
一方、北海道における生活館の整備費以外の、地域住民の生活環境等の改善を図るための整備費（地方改善施設整備費補助金）や、生活館運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管することとなるので、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いしたい。

第5 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状・課題

- 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であるが、十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立、平成29年3月に同法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定。
- 昨年5月に基本計画に係るKPIとして、中核機関の整備や市町村計画の策定などの令和3年度末までの目標を設定し、認知症施策推進大綱に盛り込まれたところ。
＜基本計画に係るKPI(令和3年度末の目標)＞
 - ・ 中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 ⇒ 目標値:全1741市区町村
 - ・ 市町村計画を策定した市区町村数 ⇒ 目標値:全1741市区町村 等
- なお、現在、成年後見制度利用促進専門家会議において、基本計画の中間検証を行っているところであり、本年3月に中間検証結果をとりまとめ予定。

(2) 令和2年度の取組

- 中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、令和2年度予算案において、
 - ・引き続き、都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ支援等に必要な予算を計上するとともに、
 - ・新たに、中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を設けたところであり、KPIの達成に向けて更に取組を推進していく。
- また、来年度から新たに、国において、後見人等への意思決定支援研修の実施や任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化を図るための事業を民間団体に委託して実施予定。

(3) 依頼・連絡事項

- 都道府県におかれては、KPIの達成に向けて、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と連携の下、管内市区町村の体制整備の支援や働きかけを行うなど、広域的な観点から管内市区町村の体制整備についての主導的な役割をお願いする。
- 市区町村におかれては、KPIを踏まえて中核機関の整備や市町村計画の策定に向けた積極的な取組をお願いする。

成年後見制度利用促進の体制整備関係予算

令和2年度予算案 8.0億円(3.5億円)

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 昨年6月にとりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するために必要な予算を計上。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円(3.5億円)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等
- 新 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)

- 新 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円(委託費)

- 新 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

連 絡 事 項

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備について（「重層的支援体制整備事業」の創設）

1 包括的支援体制の整備に向けた検討について

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、血縁、地縁、社縁といった共同体機能の脆弱化等の社会構造の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきている。そうした中で、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現が求められている。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところであり（平成30年4月1日施行）、市町村においては、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）も活用しながら、包括的な支援体制の整備を進めてきている。改正法の附則では、公布後3年（令和2年）を目途として、包括的支援体制を全国整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

これを踏まえ、令和元年5月から12月にかけて、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）を開催し、12月26日に最終とりまとめがなされた（※）。

最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、以下の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであるとされた。

- ① 断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ② 参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③ 地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

また、新たな事業の創設に当たり、以下のような留意点が示されている。

- ・新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、新たな事業は実施を希望する市町村の手挙げに基づき、段階的に実施すべきである。
- ・新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- ・国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支

援の一体的な実施を促進する必要がある。

※地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00020.html

2 今後の取組

最終とりまとめを踏まえ、本年の通常国会に、新事業として「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の改正法案（令和3年度施行）を提出することを検討している。また、令和2年度のモデル事業は、実施箇所数を令和元年度の200から250に増やすとともに、新事業により近い形で実施できるよう、従来から行ってきた「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加え、新たに「地域づくりに向けた支援」、「参加支援」等の内容を追加している。

各自治体におかれては、モデル事業を活用し、新たな制度への移行に向けた積極的な取組をお願いしたい。特に、令和元年度以前からモデル事業を実施している自治体については、新たに追加する「地域づくりに向けた支援」と「参加支援」も併せて実施いただくなど、積極的な事業の実施をお願いしたい。

また、重層的支援体制整備事業では、高齢、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととなる。改正法案が成立すれば、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、各自治体の実施意向の確認などを行うことを検討しているので、ご留意いただきたい。

なお、現行の「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」については、基本的な枠組みは変更しないが、新たに追加する「地域づくりに向けた支援」や「参加支援」の内容等も含め、詳細については、追ってお示しする。

第2 ひきこもり支援について

(就職氷河期世代支援プログラムを踏まえた施策の推進)

1 これまでのひきこもり支援について

平成 21 年度から、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、各都道府県、指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めてきたところであり、平成 30 年 4 月に全ての都道府県、指定都市（67 自治体）に設置されるに至った。

平成 25 年度からは、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもり状態にあった元当事者（ピアサポーター）等を含む。）を養成して派遣する事業を行い、これに加えて、平成 30 年度からは、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上のための事業と、市町村におけるひきこもり状態にある方の早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくりや、ひきこもり支援施策に関する情報を発信する事業を創設した。

さらに、平成 30 年度からは、より住民に身近な市町村において、ひきこもり支援を充実させるため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業で、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業を開始するとともに、ひきこもり地域支援センターに市町村等指導員を配置し、市町村を支援する取組の拡充を図った。

2 最近のひきこもり支援に関する動き

平成 31 年 3 月に内閣府の「生活状況に関する調査」が公表され、40 歳以上 64 歳以下の広義のひきこもり状態にある者が 61.3 万人（推計値）に上ることが示された。

また、令和元年 6 月には、より住民に身近な市町村の相談窓口として、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関において、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を確実に受け止め、ひきこもり状態にある方の特性を踏まえつつ、ひきこもり状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添いながら、本人やその家族を中心とした支援を継続すること等について示し、ひきこもり状態にある方に対する丁寧な対応の徹底とともに、併せて、ひきこもり地域支援センターに対しては、自立相談支援機関に対する強力なバックアップをお願いした。

3 就職氷河期世代支援について

令和元年 5 月に「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年 5 月 29 日、2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ）が、同年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）、いわゆる「骨太の方針」において、「就職氷河期世代支援プログラム」が、また同年 12 月に「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」（令和元年 12 月 23 日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）が策定され、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、

ひきこもり状態にある方を含む「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援を推進していく。

「就職氷河期世代支援プログラム」では、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされていることを踏まえ、同年8月に、各自治体において実施されたひきこもり状態にある方の実態等に係る調査の状況について、各自治体に周知し、ひきこもり支援体制の構築の前提として、支援対象者の実態やニーズの把握について、積極的な検討をお願いしている。

また、「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」では、都道府県及び市町村において、労働、福祉、経済等の各分野の組織体が一体となったプラットフォームを構築して施策を進めていくこととしており、現在、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県の4府県で、先行的にモデル実施している。令和2年度においては、モデル実施の例を参考に、全ての都道府県でプラットフォームを構築し、取組を進めることとしている。プラットフォームは、福祉行政と労働行政の連携はもとより、経済団体やひきこもりの当事者団体・家族会など、官民の枠組みを超え、かつ当事者の意向も踏まえた多機関連携・多職種協働のネットワークを構築するものであり、地域共生社会の実現に向けた足掛かりにも資するものであることから、都道府県福祉部局におかれては、労働局や都道府県の労働部局と十分連携の上、都道府県プラットフォームへの取組に積極的に参画いただくとともに、市町村プラットフォームの構築促進のため、管内の市町村への支援をお願いしたい。また、市町村におかれては、支援関係機関等を構成員としたプラットフォームを構築することを通じて、関係者や当事者のニーズを踏まえた支援を実施いただくよう、お願いする。

なお、「就職氷河期世代支援プログラム」は、30代半ばから40代半ばに至る者を支援対象者とし、令和2年度からの3年間を集中的期間として取り組むこととしているが、社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者は、息の長い継続的な支援が必要とされていることを踏まえ、自治体における実際のひきこもり支援に当たっては、年齢にかかわらず、かつ、特定の期間を区切ることなく、取り組んでいただきたい。

就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019（抜粋）

II 具体的な施策

1. プラットフォームを核とした新たな連携の推進

(1) 関係者で構成するプラットフォームの形成・活用

② 都道府県・市町村プラットフォームの開催

- 全国プラットフォーム等を通じて、都道府県や市町村に対して関連施策

その他必要な情報提供を行う中で、国と地方自治体は連携して、地方のプラットフォームの開催により、地域における取組を推進していく。

都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」を設置する。あわせて、福祉と就労をつなぐ市町村のプラットフォームを整備し、支援対象者の就職・社会参加を実現する。こうした取組を円滑に実施するため、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者・求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた的確な職場実習・体験の機会をコーディネートする者を、都道府県労働局に新たに配置する。

これら地方のプラットフォームについて、令和2年4月以降、先行して取組を進めている4か所（大阪、愛知、福岡、熊本）に加えて、年度明け早々に、10か所程度での取組を開始するとともに、来年度中に、全都道府県における取組を開始することを目指す。地方のプラットフォームでは、これまで以上に当事者やそのご家族の声を聞きながら、取組を促進していくことが不可欠である。（厚生労働省）

③ 地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援

- 地方自治体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した支援の取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金（仮称）」を創設し、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む自治体等を支援し、優良事例を横展開する。

例えば、広域移動時の交通費の支給や、地域活性化に資する就職を前提とした奨学金の返済支援等、社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減をはじめ、就職氷河期世代に特化した相談支援や、多様な働き方、社会参加の場の創出、地域の創意工夫を活かした就職説明会等の取組への支援等を実施する。

今後、年内（注：令和元年）を目途に実施体制を整備したうえで、全都道府県に対し、追って説明会を開催する旨を連絡し、併せて市町村への共有を依頼する。その上で、年明け以降、交付要綱を整備したうえで、速やかに説明会を実施し、年度内を目途に交付決定を行う。（内閣府）（令和元年度より前倒し実施）（令和2年2月12日（水）説明会実施）

3. 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

(1) アウトリーチの展開

① アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化

- 地方自治体における自立相談支援機関の機能強化のため、アウトリーチを行うための経費について、以下の財政支援の仕組みを新たに創設する。

アウトリーチの充実のため、自立相談支援機関の窓口に出張支援員を配置する。アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターや地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった丁寧な支援を実施する。具体的には、家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保するほか、つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援等を実施する。

また、相談へのアクセスを向上させるため、アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談等を実施する。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

② 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。（厚生労働省）

(2) 支援の輪の拡大

① ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

- ひきこもり相談に関するノウハウを有する地域のひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村域の自立相談支援機関等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する。

具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進する。これにより、自立相談支援機関からの検討要請等を踏まえた専門的なアドバイスや、当事者やご家族のご意向を踏まえた上での当該自立相談支援機関と連携した直接支援を行う。（厚生労働省）

② 本人の生きる力の回復や自己肯定感を育むための伴走型支援・家族支援及び居場所の充実等

- 中高年のひきこもり状態にある者のニーズに応じたきめ細かい支援を行う観点から、就労に限らない多様な社会参加の場を確保するほか、最も身近な支援者である家族に対し、本人との接し方についてのアドバイス等、

必要な支援の充実を図る。

具体的には、市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、家族会や当事者会の参画も得ながら、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所づくりを進めるとともにボランティア活動の機会等を創出し、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会、生きる力を回復し自己肯定感を取り戻す機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

また、市町村におけるひきこもり支援を強化するため、ひきこもり支援施策の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

③ ひきこもり支援に携わる人材の養成研修

- 生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め専門性を高めるとともに、ひきこもり地域支援センターとの円滑な連携を図っていくため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。また、本人や家族の心情に寄り添える人材育成（家族や経験者等のピアサポーター含む）を実施し、活用していく。（厚生労働省）

④ 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進

- 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」での議論を踏まえ、市町村における就職氷河期世代を含む幅広い世代の地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの機能を一体的に実施できる事業の実施自治体数を200か所から250か所に増やす。

具体的には、地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保や、複合的な課題にも支援関係者全体が連携して対応するための多機関協働による断らない相談支援、既存の支援制度ではカバーされない狭間のニーズに対する就労支援、居住支援等の参加支援、地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営などの地域づくりに向けた支援に係る市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。（厚生労働省）

⑤ 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング

- 生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業につ

いて、市町村の枠を超えた広域での情報共有やマッチングを推進し、より多くの利用者受入れにつなげる。

具体的には、地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に訪問し、特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案する。

その上で、開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内の自立相談支援機関へ共有し、担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案する。併せて、新たな就労体験等のニーズを把握する。更に、円滑な利用が図られるよう、就労体験先等の初回利用の際に同行し、企業側との調整を実施する。
(厚生労働省)

⑥ 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進

- 就労準備支援事業等の任意事業の実施を推進するため、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組を30か所程度でモデル的に実施する。

具体的には、自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）、委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓、広域実施の主体自治体による広域参加自治体の住民を対象とした支援等を行う。（厚生労働省）

⑦ 農業分野等との連携強化モデル事業の実施

- 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国5か所程度でモデル的に実施する。

具体的には、委託事業者の調整のもと、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置する。委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

モデル事業終了後は、事業成果（ノウハウ）をもとに、全国各地でマッチング支援機関を設置し、支援体制を構築する。（厚生労働省）

⑧ 技能習得期間における生活福祉資金貸付の推進

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金の貸付を行う新しいメニューの創設により、技能習得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。

新たなメニューの対象者は、市町村個人住民税非課税者であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6か月以内（従来の貸付では、貸付の日から6か月以内）に緩和する。

これらの取組を実施するため、社会福祉協議会における当該貸付に係る必要な貸付原資及び貸付システム改修経費について、都道府県等に補助を行う。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

4 令和元年度補正予算について

ひきこもり状態にある方やその家族には、どこに相談してよいか分からないという方もおり、このような方に対しては、必要な支援の情報を確実に届けることが重要である。令和元年10月に、都道府県及び指定都市を通じて全国の自治体に対して、ひきこもりの相談窓口の明確化をお願いするとともに、リーフレットのひな形を送付して相談場所の周知広報をお願いしている。

令和元年度補正予算において、ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について、市町村及び都道府県に対して、補助を行うための経費を計上しているの、本事業の活用を希望する自治体はご相談いただきたい。

なお、内閣府において、ひきこもり支援を含む就職氷河期世代支援にかかる「地域就職氷河期世代支援加速化交付金（※）」を計上しており、就職氷河期世代の社会参加や就労に向け、関係者と連携しながら先進的・積極的に取り組む自治体等の支援の加速化を図ることとしているので、本交付金の活用についてもご検討いただきたい。

※ 担当部署：内閣府地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室

5 令和2年度取組について

就職氷河期世代支援プログラム等を踏まえ、令和2年度予算案においては、適切な支援ができる相談支援体制の構築や、中高年のひきこもり状態にある方に適した支援の充実のため、生活困窮者自立支援事業とひきこもり対策推進事業を大幅に拡充している。市町村を中心に各自治体においては、これらの事業を組み合わせて実施するなど、ひきこもり支援に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、これらの事業は、社会福祉法人、NPO法人等への委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な事業の実施について併せてお願いする。

（1）本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化（国事業）

ひきこもり支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例を収集してとりまとめ、ひきこもり状態にある方やその家族への周知を図ることとしている。

(2) アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を新たに配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等と連携しながら、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。なお、アウトリーチを行う際には、本人の同意を得た上で、実施するものとする。

*詳細は「第3 生活困窮者自立支援制度等の推進についてⅡの2」にて後述。

(3) ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを新たに設置し、自立相談支援機関等に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携した当事者への直接支援を行う。医師を含むチームが支援方針についてのアドバイスを行うとともに、支援に当たっての法的や消費者トラブル等への対応として、弁護士等がアドバイスを行うことなどを想定している。

(4) ひきこもり支援に携わる人材の養成研修（国事業）

自立相談支援機関の支援員向けに、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

(5) 中高年の者に適した支援の充実

ひきこもりサポート事業において、中高年のひきこもり状態にある者に適した支援の充実のため、中高年の者が参加しやすくなるような居場所づくりを始め、就労に限らない多様な社会参加の場の確保、家族に対する相談や講習会等の開催が可能となるよう支援を充実させる。

6 ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて

報道等において、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ひきこもりの当事者が本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・施設において暴力等を受ける
- ・契約内容どおりの支援を行わず、契約の解除を求めても返金しない

平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」のとおり、民間事業者との契約や、民間事業者の利用時において対応が説明と異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、各自治体におかれては、ひきこもり状態にある方やその家族に、注意喚起

するようお願いする。また、ひきこもり地域支援センターにおいても、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくようお願いする。

(参考) 「ひきこもり対策推進事業」の令和2年度国庫補助基準額(案)

1) ひきこもり地域支援センター設置運営事業

以下の区分ごとに算出して得た額の合計額を国庫補助基準額とする。

ア 基本額案(検討中)

	国庫補助基準額案(検討中)
成人期・児童期のどちらも支援の対象とする場合	1自治体当たり 20,000 千円
成人期・児童期のいずれかのみを支援の対象とする場合	1自治体当たり 10,000 千円

イ 加算額案(検討中)

	国庫補助基準額案(検討中)
市町村等支援のための専門職チームを配置する場合	1自治体当たり 4,000 千円
市町村等支援員を加配して、市町村や関係機関に対して支援する場合	1自治体当たり 支援員1人につき 3,000 千円 (上限: 都道府県3人、指定都市2人)
訪問相談支援員を加配して、訪問支援を行う場合	1自治体当たり 3,000 千円

2) ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

1自治体当たり 1,000 千円(検討中)

3) ひきこもりサポート事業

指定都市を含む市町村については、人口区分に応じて、以下のとおり国庫補助基準額を設定する。都道府県については、国庫補助基準額を 5,000 千円(検討中)とする。

人口区分	国庫補助基準額案（検討中）
2万人未満	5,000千円
2万人以上～3万人未満	6,000千円
3万人以上～4万人未満	7,000千円
4万人以上～5.5万人未満	8,000千円
5.5万人以上～7万人未満	9,000千円
7万人以上	11,000千円

事業内容は、以下のとおりであるが、「1①ひきこもりに関する相談窓口の周知」及び「3①ひきこもり状態にある者が安心して参加できる居場所づくり」の2つのメニューは必ず実施するものとする。

- 1 ①ひきこもりに関する相談窓口の周知
 - ②ひきこもりに関する調査研究
- 2 関係機関とのネットワークづくり
- 3 ①ひきこもり状態にある者が安心して参加できる居場所づくり
 - ②ひきこもり状態にある者の家族が参加する講習会、家族会
- 4 ひきこもりサポーター派遣

第3 生活困窮者自立支援制度の推進について

I 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施（全国の実施率：100%）の推進

1. 現状と課題

平成30年に成立した改正生活困窮者自立支援法（以下「改正法」という。）では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業が自立相談支援事業による相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものである一方で、これまで任意事業であった両事業の実施率が一定割合にとどまっており、地域によっては需要が少ないことや、マンパワーや委託事業者の不足が見られる状況があること等も踏まえつつ、自治体の実情にも留意をしながら両事業の全国的な実施促進を図ることとし、

- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施を努力義務とすること
- ・ 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図ること
- ・ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げること（1/2→2/3）

を講じた。

また、併せて、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、令和元年度～3年度を集中実施期間として完全実施を目指していくこととし、

- ・ 両事業の実施に当たっての取組方策や取組事例を取りまとめたものの周知
- ・ 都道府県が主催する会議に厚生労働省の担当官を派遣することとし、都道府県等からの相談に応じる

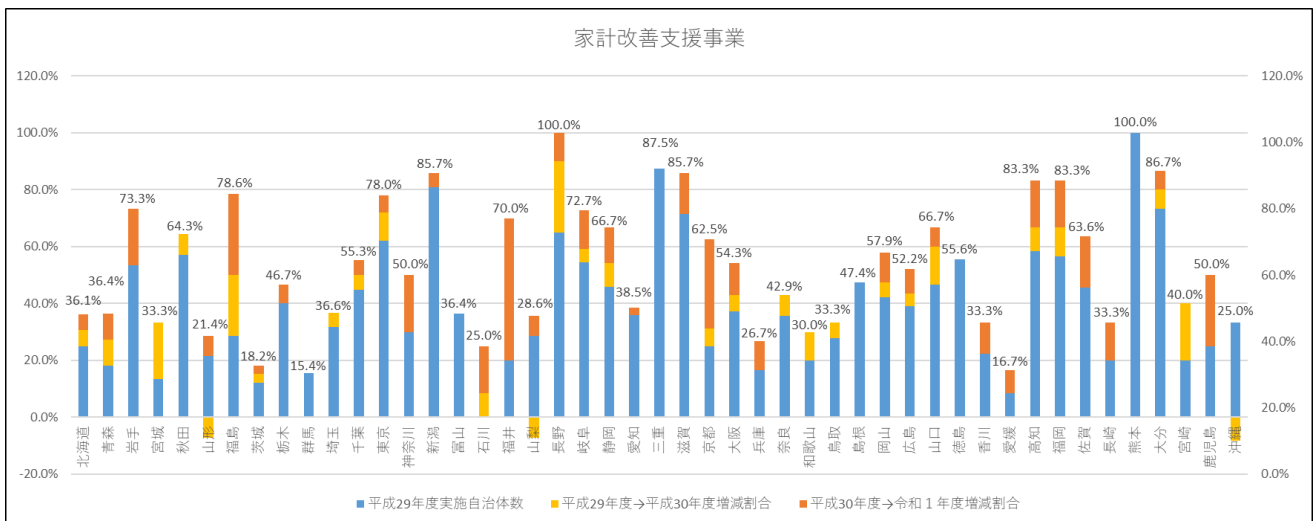
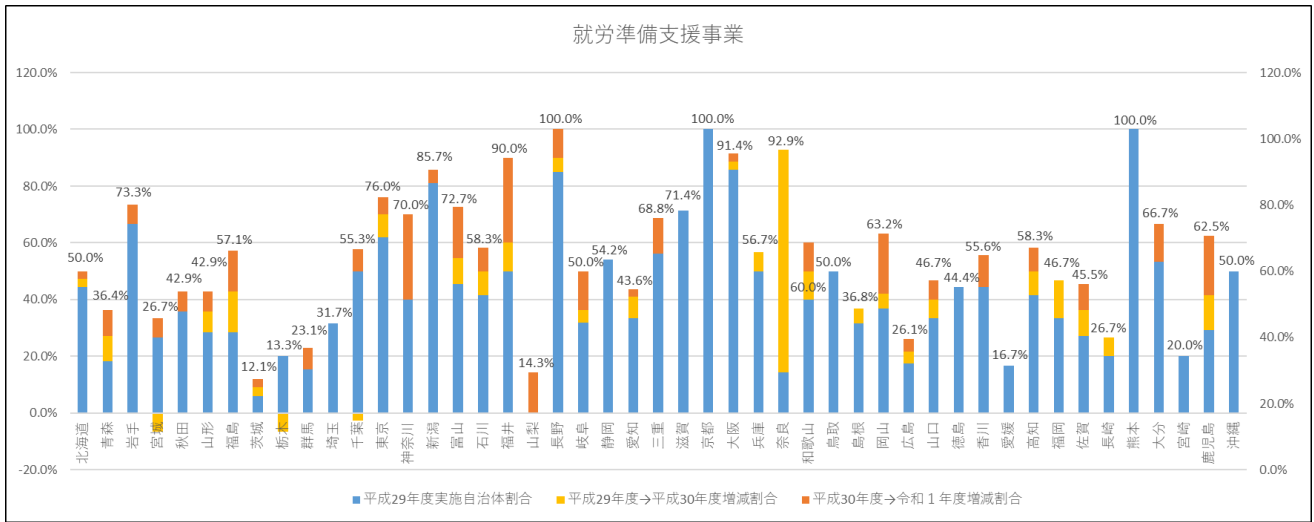
など継続的な支援を行ってきた。

令和元年度の実施自治体数は、生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金の協議ベースで、

- ・ 就労準備支援事業が、496自治体（55%）（前年度+61）
- ・ 家計改善支援事業が、496自治体（55%）（前年度+93）
- ・ 上記のうち一体実施が、336自治体（37%）

となっており、都道府県別にみた平成29年度から令和元年度までの実施自治体数の動向は、次の表のとおりとなっており、都道府県ごとにばらつきが見られる。

(参考) 都道府県別の就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施状況



	都道府県	R1年度 福祉事務所 設置自治体数 (A)	就労準備支援事業の実施自治体数					家計改善支援事業の実施自治体数				
			H29年度 (B)	H30年度		R1年度		H29年度 (B)	H30年度		R1年度	
				実数 (C)	増減数 (C-B)	実数 (D)	増減数 (D-C)		実数 (C)	増減数 (C-B)	実数 (D)	増減数 (D-C)
1	北海道	36	16	17	1	18	1	9	11	2	13	2
2	青森	11	2	3	1	4	1	2	3	1	4	1
3	岩手	15	10	10	0	11	1	8	8	0	11	3
4	宮城	15	4	3	▲1	4	1	2	5	3	5	0
5	秋田	14	5	5	0	6	1	8	9	1	9	0
6	山形	14	4	5	1	6	1	3	2	▲1	3	1
7	福島	14	4	6	2	8	2	4	7	3	11	4
8	茨城	33	2	3	1	4	1	4	5	1	6	1
9	栃木	15	3	2	▲1	2	0	6	6	0	7	1
10	群馬	13	2	2	0	3	1	2	2	0	2	0
11	埼玉	41	13	13	0	13	0	13	15	2	15	0
12	千葉	38	19	18	▲1	21	3	17	19	2	21	2
13	東京	50	31	35	4	38	3	31	36	5	39	3
14	神奈川	20	8	8	0	14	6	6	6	0	10	4
15	新潟	21	17	17	0	18	1	17	17	0	18	1
16	富山	11	5	6	1	8	2	4	4	0	4	0
17	石川	12	5	6	1	7	1	0	1	1	3	2
18	福井	10	5	6	1	9	3	2	2	0	7	5
19	山梨	14	0	0	0	2	2	4	3	▲1	4	1
20	長野	20	17	18	1	20	2	13	18	5	20	2
21	岐阜	22	7	8	1	11	3	12	13	1	16	3
22	静岡	24	13	13	0	13	0	11	13	2	16	3
23	愛知	39	13	16	3	17	1	14	14	0	15	1
24	三重	16	9	9	0	11	2	14	14	0	14	0
25	滋賀	14	10	10	0	10	0	10	10	0	12	2
26	京都	16	16	16	0	16	0	4	5	1	10	5
27	大阪	35	30	31	1	32	1	13	15	2	19	4
28	兵庫	30	15	17	2	17	0	5	5	0	8	3
29	奈良	14	2	13	11	13	0	5	6	1	6	0
30	和歌山	10	4	5	1	6	1	2	3	1	3	0
31	鳥取	18	9	9	0	9	0	5	6	1	6	0
32	島根	19	6	7	1	7	0	9	9	0	9	0
33	岡山	19	7	8	1	12	4	8	9	1	11	2
34	広島	23	4	5	1	6	1	9	10	1	12	2
35	山口	15	5	6	1	7	1	7	9	2	10	1
36	徳島	9	4	4	0	4	0	5	5	0	5	0
37	香川	9	4	4	0	5	1	2	2	0	3	1
38	愛媛	12	2	2	0	2	0	1	1	0	2	1
39	高知	12	5	6	1	7	1	7	8	1	10	2
40	福岡	30	10	14	4	14	0	17	20	3	25	5
41	佐賀	11	3	4	1	5	1	5	5	0	7	2
42	長崎	15	3	4	1	4	0	3	3	0	5	2
43	熊本	15	15	15	0	15	0	15	15	0	15	0
44	大分	15	8	8	0	10	2	11	12	1	13	1
45	宮崎	10	2	2	0	2	0	2	4	2	4	0
46	鹿児島	24	7	10	3	15	5	6	6	0	12	6
47	沖縄	12	6	6	0	6	0	4	3	▲1	3	0
	合計	905	391	435	44	492	57	361	404	43	483	79

※ データ出典) 生活困窮者自立支援事業支援実績 (統計システム集計結果) (令和元年度は7月1日現在)。

2. 今後の取組

(1) 自治体支援の実施

厚生労働省では、自治体における生活困窮者の自立支援の取組を促進するため、各都道府県が作成した「事業実施計画」に基づき、就労準備支援事業等の実施に向けた取組の進捗管理等を行うとともに、自治体に対する単なる助言や情報提供だけでなく、自治体職員相互の顔の見える関係づくりや自発性・意欲の喚起なども含めた支援を行ってきた。

具体的には、例えば、

- ・ 就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施率を上げたいというA県に対して、実施状況や地域の社会資源、地域特性をヒアリング。研修内容の打合せをして、都道府県内の自立相談支援の質を上げることや就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施することで支援の選択肢が増えることに着目し、2回にわたり研修を実施した。1回目は相談に来所した時に主訴だけではなく、本人を取り巻く環境を聞き取ることで課題が複雑になる前に対応することができることを説明。2回目は自立相談支援の質が上がり、細かくアセスメントが取れるようになることで、就労準備支援事業・家計改善支援事業の必要性が明らかになってくることを説明した。その結果、令和2年度以降に実施予定と回答した自治体数が、平成30年度意向調査では就労準備支援事業5市、家計改善支援事業5市であったのが、令和元年度意向調査では、就労準備支援事業13市、家計改善支援事業13市となった。
- ・ 任意事業未実施の市に対するB県の訪問に同行。市職員及び現場の支援員双方から別々に現状を確認しながら、市職員に対し就労準備支援事業の対象者像は様々であることやそれに対する支援プログラムも自由に組めること、また、家計改善支援事業は、自力で家計管理できるようになることはもちろん、滞納部局と連携することで市の債務の解消にもつながることなどを、資料を示して説明等を行った。その結果、令和3年度から実施予定だった任意事業を令和2年度から前倒しして実施する予定となった

等の取組をおこなってきた。

こうした中で迎える令和2年度は、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の集中実施期間の2年目に当たることを踏まえ、都道府県による未実施自治体に対する具体的な支援の強化と、特に重点的な対応が必要な都道府県に対する厚生労働省による支援を進めることとしている。

【依頼・連絡事項】

令和2年度は、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の集中実施期間の2年目であり、令和3年度に事業を円滑に実施できるように、具体的な実施体制や予算の見込みの整理などをはじめとした必要な準備を終えておく必要がある。

各都道府県には、「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施予定状況」の

策定及び提出について（依頼）」（令和2年2月14日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、管内自治体における令和2年度以降の任意事業の実施予定をまとめていただいているところである。この記入を通じて、都道府県は管内自治体の事業の実施予定だけでなく、それに向けた準備の状況などを正確に把握し、支援に役立てていただきたい。

これらを契機として、都道府県においては、広域自治体として、管内の未実施自治体における、プラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合の比較検討などの実施に至るまでに必要な対応と工程の整理や進捗把握と必要な助言を個別に行っていくなど、具体的な支援を強化していただきたい。

厚生労働省としては、特に、実施自治体の増加に向けた支援の強化をお願いしたい都道府県を選定し、重点的な支援を行っていくこととしているので、選定された都道府県については、ご協力をお願いする。

なお、管内自治体への支援に当たっては、

- ・ 自治体・支援員向けコンサルティング事業を活用すること
 - ・ 特に管内自治体の実施率が低調な都道府県や、事業が未実施の市等におかれては、次項の国庫補助事業を活用すること
- を積極的に検討いただきたい。

また、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施については、子どもの貧困対策に関する大綱にも盛り込まれているところであるので、これも踏まえた検討・取組をお願いしたい。

（2）広域実施の推進

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。

一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増しており、こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、任意事業の実施を推進していただきたい。また、こうした取組をモデル的に実施する際の経費について補助する新しい事業を創設し、全国約30箇所を実施することを予定している。

(広域実施の取組例)

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	加西市等3市	就労準備	<p>○加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。</p> <p>○北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。)</p> <p>○開拓した就労体験先の共有、就労体験の協働実施、定期的な連絡会の開催など</p>
県主体	熊本県内9市31町村 (一時生活支援事業の場合)	就労準備 家計改善 一時生活 学習生活支援	<p>○一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の31町村と9市で共同実施。</p> <p>○熊本県内は、任意4事業全てにおいて実施率が100%。</p>

(3) 自治体・支援員向けコンサルティング事業の実施

ア 専門スタッフ派遣によるコンサルティングの実施状況

自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うことで、支援員のバーンアウトを防ぐとともに、全国的なスキル向上を目的としたコンサルティングについて、今年度より国の事業として実施している。

今年度は42自治体より申込みがあり、希望内容や事業の実施状況等を考慮し、30自治体を選定した。令和2年2月までに、対象自治体が希望する事業内容に応じて、各2回ずつを基本としたコンサルティングを実施する予定である。

なお、コンサルティング希望事業の内訳は、以下のとおりである。

事業名	事業未実施の自治体	事業実施中の自治体	合計
自立相談支援事業	0 (0%)	11 (100%)	11
就労準備支援事業	11 (55%)	9 (45%)	20
家計改善支援事業	14 (78%)	4 (22%)	18
子どもの学習・生活支援事業	2 (29%)	5 (71%)	7
一時生活支援事業	1 (25%)	3 (75%)	4
合計	28 (47%)	32 (53%)	60

※ 複数事業を実施する自治体もある。(平均2事業へコンサルティングを実施)

※ 任意事業に限ると、その半数以上が未実施の任意事業の新規実施に向けたコンサ

ルティングを希望するもの。

実際のコンサルティングは、以下のような支援を展開している。

- 任意事業が未実施の自治体に対し、これから実施するために必要となる地域の関係機関との連携方法や社会資源の活用方法等について、その自治体の地域特性に応じた具体的な働きかけ方についての提案を実施。また、事業を実施することによる財政的効果の表し方や、類似した人口規模を元に予算案や人員配置案を提案するなど、必要な予算確保に向けた助言を行う。
- 任意事業を実施している自治体に対しては、現在の取組状況や支援実績、課題と感じている点等を確認し、課題解決に向けた改善内容を提案する。例えば、就労準備支援事業について、企業開拓を促進するために専任職員を配置することや、企業や市民に制度の効果を周知し協力を求めるためシンポジウムの開催を提案する等、事業の効果的な実施方法について、他自治体の取組事例も紹介しつつ助言を行う。コンサルティングを受けた自治体からは、
 - 就労支援について、無料職業紹介の活用方法や、企業への働きかけ方（個別に訪問するだけでなく、商工会などを通じて制度理解を求めるセミナーを開催するなど）の情報を得て、来年度に向けて取り組んでいく予定である
 - 就労準備支援事業について、生活困窮者のみではなく、生活保護受給者やひきこもり状態にある者など、対象者を幅広くとらえることにより事業を効率的に実施できるとのアドバイスを受け、生活保護やひきこもり支援関係者との連携を図っていききたい
 - 家計改善支援事業について、生活困窮者からの相談における国保・税の滞納件数や金額を見える化し、支援による効果額を提示する方法があるとアドバイスを受け、事業の必要性を説明する資料として予算要求などに活用したいと考えている
 - 就労準備支援事業や家計改善支援事業の専門性を理解し、自立相談支援機関の相談員との兼務ではなく、それぞれ専任の支援員を配置すべきと認識したとの声が出ている。各2回のコンサルティング実施を踏まえた効果についても、今後、適切に検証し、情報共有サイト等を通じて公表していく。

令和2年度は、今年度の取組内容を踏まえつつ、7月頃にメールで希望調査し、夏頃からコンサルティングを開始する予定である。

イ 情報共有サイトによる支援の状況

全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、今年度より国の事業として「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を開設した。生活困窮者支援に関する研修会やシンポジウム、イベントなどの全国各地の情報や、厚生労働省からの通知や事務連絡、社会福祉推進事業の報告書や支援ツール等、支援に関するさまざまな情報を、見やすく、分かりやすく、トータルに閲覧することができる内容としている。

本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるように大部分を公開しているが、支援員及び行政職員限定の非公開部分を設け、各自治体の支援事例等の支援に役立つ情報を随時共有していく。さらに、今後は支援事例等の掲載内容を充実させ、各都道府県で実施する研修の教材として活用可能な情報や、支援手法の学びとして活用できる内容等を整備していく予定である。

【ホームページ】困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）

<https://minna-tunagaru.jp/>

【依頼・連絡事項】

情報共有サイトでは、各地で開催されるイベント情報の掲載など、随時依頼可能であるので、本サイトを積極的に活用いただき、支援に必要な情報の共有を図られたい。

なお、非公開部分へは、自治体毎のログインID・パスワードで入ることができる仕組みにしているが、約2割（174ヶ所）の自治体がID発行に必要な登録を行っていない状況（令和2年2月4日時点）である。未登録の自治体においては、速やかに登録を完了されたい。

Ⅱ 就職氷河期世代への支援強化等の各事業の充実

1. 現状と課題

(1) 生活困窮者自立支援制度の実施状況

先般改正された生活困窮者自立支援法（以下「改正法」という。）に基づき、全国905の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口で、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

平成30年度の実施状況をみると、

- ・ 全国の自立相談支援窓口において、合計約23万8千件の相談があり、制度創設当初の平成27年度から約1万1千件の増加
- ・ そのうち継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき支援が進められているのは、約7万7千件であり、平成27年度から約2万2千件の増加となっており、本制度による支援実績は着実に伸びてきている。

また、生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況にきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要がある。

【依頼・連絡事項】

生活困窮者自立支援制度については、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平

成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定)に基づき K P I を設定しており、これを踏まえて、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、自立に向けての改善が見られた者の割合の 5 項目を目安値として設定している。

目安値は、令和 2 年度においても元年度と同様の値であるので、各自治体においては制度の施行状況を評価する仕組みとして、引き続き P D C A サイクルをしっかりと回しながら、取組を着実に進めていただくようお願いする。

(令和 2 年度目安値)

	目安値	参考 (H30 実績)
新規相談受付件数 (人口 10 万人・1 ヶ月当たり) ※	16 件	15.5 件
プラン作成件数 (人口 10 万人・1 ヶ月当たり) ※ (新規相談受付件数の 50%)	8 件	5.0 件
就労支援対象者数 (プラン作成件数の 60%)	5 件	2.2 件
就労・増収率	75%	63%
自立に向けての改善が見られた者の割合	85%	—

※ 人口 10 万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

(2) 改正生活困窮者自立支援法の施行状況

ア 地域居住支援の取組状況

改正法では、シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供を行う一時生活支援事業を拡充し、シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等に対して一定期間 (1 年間)、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むために必要な支援を行う地域居住支援事業を追加しており、各自治体における取組の実施例については、参考資料のとおりとなっている。

【依頼・連絡事項】

法施行以降、ホームレスのみならず、住居を失うおそれのある困窮者への居住支援として、一時生活支援事業の取組が進んでいるが、未実施自治体においては、改正法における地域居住支援事業創設の趣旨や福祉施策における居住支援の重要性等をご理解いただき、ホームレスの有無や多寡にかかわらず、一時生活支援事業や地域居住

支援事業の実施を検討いただきたい。

イ 生活習慣・育成環境の改善の取組状況

親との関わりが少なく、生活習慣の乱れや社会性の醸成など、生活困窮世帯の子どもの課題に対応するため、改正法において、子どもの学習・生活支援事業として強化を図り、生活困窮世帯の子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進路選択等に関する情報提供、助言等の支援を追加した。

改正法の施行前より、半数程度の自治体において生活習慣の改善等に関する支援がなされており、取組を実施している自治体においては、「勉強合宿や保護者会の実施」（松戸市）、「不登校児童への登校のサポート、就労体験の提供」（鹿児島県）等、地域資源を活用した創意工夫のある取組を行っており、各自治体における取組の実施例については、参考資料のとおりとなっている。

【依頼・連絡事項】

地域居住支援や子どもの生活・育成環境の改善の取組について、各自治体の取組事例を参考として、取組の実施及び内容の充実を図られたい。

なお、生活困窮世帯の子どもへの支援に当たっては、平成 31 年 3 月 29 日付社援地発 0329 第 10 号「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」において、単に経済的な困窮だけでなく、不登校や虐待、衛生環境等、複合的な課題を抱えている場合も多く、他機関との連携の必要性についても周知しているところであるが、生活困窮者支援担当部局のほか、関係機関や関係団体等、様々な地域資源を活用した支援に取り組まれない。

また、子どもの学習・生活支援事業については、自尊感情や社会性の醸成といった多面的な事業評価が必要である。平成 30 年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の評価指標の運用に関する調査研究事業」（報告書 URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525691.pdf>）において、事業利用者の変容について、生活習慣の改善、社会性の醸成、将来に対する意欲等、学習面以外の多面的な視点から調査を行ったところであり、自治体でもその内容等について参考にされたい。

(3) 就職氷河期世代への支援強化

改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化の取組を進める中で、就職氷河期世代への支援強化として、「I 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施（全国の実施率：100%）の推進」に加え、ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化も図っていくことが求められている。（就職氷河期世代支援の全体像については、P19 の「第 2 ひきこもり支援」を参照。）

2. 今後の取組

(1) 自立相談支援及び就労準備支援等の充実

ア アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の丁寧な支援が求められる。

ひきこもりの状態にある方への対応については、

- ・ 「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」(令和元年6月14日社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)
- ・ 「市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について」(令和元年10月25日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)

により、次の点に留意した丁寧な対応の徹底等をお願いしており、引き続き、本通知等を踏まえた適切な対応を進める。

丁寧な対応を行う際の留意点

- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、自立相談支援機関において相談を確実に受け止めること
- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やそのご家族を中心とした支援を継続すること

また、アウトリーチのための職員を新たに配置する際の経費について補助する新しい事業を創設し、国による財政支援を行うこととしている。

イ 就労準備支援等の充実

(ア) 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング

就労支援の充実のためには、就労体験や就労訓練を受け入れる企業の協力が不可欠である一方、自治体によっては支援員に余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、これらの情報を活用し、より多くの利用者受入につなげることが就労支援の質の向上に資する。

そのため、令和2年度予算案においては、47の都道府県において、就労体験、就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に応じた業務の切り出しの提案等もしながら、マッチングを行うための経費を補助する予算を盛り込んでいる。

【依頼・連絡事項】

管内自治体の就労準備支援事業及び認定就労訓練事業が低調（又は未実施）な都道府県におかれては、生活困窮者の一般就労に向けた「出口支援機能」の強化のため、本事業を積極的に活用いただきたい。

また、事業の実施に当たっては、本事業による都道府県による広域的な取組と、管内自治体による地域に密着した取組の両面による連携した推進が必要であり、自立相談支援機関などから、相談者の就労ニーズを聞き取るなど積極的に取り組んでいただきたい。

(イ) 就労準備支援事業の利用期間

就労準備支援事業の利用期間については、生活困窮者自立支援法施行規則（省令）において最長1年と定められている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が一定数存在することが明らかになっている。

現状、こうした対象者については、就労準備支援事業に結びつけるまでの間、自立相談支援窓口で支援を実施しているが、多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、早期から就労準備支援事業を活用し社会参加することで、利用者の自己肯定感や就労意欲の向上をより効果的に促進することが期待できる。

そのため、こうした対象者について、支援当初から利用期間が1年を超えるプラン作成を認める旨の省令改正を、本年4月1日より施行する予定である。また、運用上の留意点等については、「就労準備支援事業の手引き」等の改正によりお示しする予定である。

併せて、

- ・就労準備支援事業の通所の場合、こうした対象者の継続的な社会参加を支援する場としても有用であることから活用を検討いただきたいこと
- ・就労準備支援事業はこうした対象者も利用する事業であること踏まえ、必ずしも短期間での就労を求めないこと（就労という結果のみならず事業利用中の段階的な変化を評価すること）

について、関係通知等により周知を図る予定であるため、運用にあたってはご留意いただきたい。

(ウ) 農業分野等との連携の促進

生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいる。

令和2年度予算案では、農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所（5ヶ所程度）

でモデル的に実施する事業について、国による事業として実施する経費を盛り込んでいる。

【依頼・連絡事項】

(ア) 各事業の積極的な実施

Ⅲを参照の上、本事業の活用を検討しつつ、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化や、就労準備支援等の充実に取り組んでいただきたい。

なお、自立相談支援の機能強化として盛り込んだアウトリーチ等の充実については、令和元年度における前倒し実施が行えるよう、必要な要綱改正等を行うこととし、事業内容や交付の基準額等について、「令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（令和元年台風第15号及び第19号被災地域社会福祉協議会特例貸付事業、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業）の国庫補助協議及びひきこもり対策推進事業（ひきこもりサポート事業）（補正予算計上分）」の所要見込額調査について（依頼）」（令和2年1月16日付け構成労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）により周知しているので、ご承知おき願いたい。

また、就労準備支援事業の利用期間に関する省令改正については、改正の趣旨についてご理解の上、対象となり得る方への同事業の利用について、ご配慮の上、積極的に取り組んでいただきたい。

(イ) 地域就職氷河期世代支援加速化交付金（内閣府）について

地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を創設した（令和元年度補正事業）。

本交付金では、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む自治体等を支援する観点から、就職氷河期世代に特化した相談支援や就職氷河期世代に対する多様な働き方、社会参加の場の創出、社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減等を事業メニューとしている。

経済的負担の軽減の例としては、広域移動時の交通費の支給等が例示されており、対象となる交通費は、就労準備支援事業所、認定就労訓練事業所、ひきこもり支援拠点（いわゆる居場所）等への通所利用者で、一定の要件を満たすものについて支給される予定である。これまで交通費等が原因で事業の利用に至らなかった層への利用促進に効果的と考えられることから、積極的な活用をご検討いただきたい。

○ 補助率 3/4

○ 実施期間 令和2～4年度

○ 本交付金の交付対象事業例の一つとして、「社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減」が掲げられており、具体的には「広域移動時の交通費の支給」等が盛り込まれている。

(3) 居住支援関係

ア 一時生活支援事業の実施促進及び住宅部局との連携強化について

居住支援において福祉部局と住宅部局の連携の重要性等については、「生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付社援地発 0329 第 7 号）等で周知しているが、昨年 5 月に厚生労働省における 2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめにおいて、「居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における事業での活用等、効果的な連携方法を検討」とされているほか、昨年 6 月に設立された全国居住支援法人協議会における居住支援法人や福祉関係団体等に対する研修会の開催、居住支援の全国的な普及に向けた、有識者、行政、居住支援団体を構成員とする懇談会の開催など、福祉施策における居住支援の重要性は高まっており、令和 2 年度も、引き続き、一時生活支援事業の実施促進及び住宅部局との連携強化に取り組む。

【依頼・連絡事項】

一時生活支援事業の実施にあたっては、住宅セーフティネット制度における居住支援法人の活用のほか、居住支援協議会への福祉部局の参加、生活困窮者自立支援制度における支援会議への住宅部局の参加や、両会議の一体的開催など、住宅部局とも連携して効果的な支援を図りたい。

イ 住居確保給付金について

住居確保給付金の支給要件に関して、傷病等により求職活動ができないまま支給終了となった者が、その後求職活動を再開し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることについて、地方分権委員会へ提案されていたところ、厚生労働省において支給要件の見直しについて検討し、令和元年 12 月 23 日閣議決定において、「生活困窮者住居確保給付金の支給については、令和元年度中に省令を改正し、傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができることとする」とされた。

また、支給要件のうち、年齢要件について撤廃を検討しており、併せて省令等の改正にかかるパブリックコメント手続きを行ったところ。傷病による住居確保給付金の中断・再開及び年齢要件の撤廃について改正後の省令の施行時期は令和 2 年 4 月を予定しているが、これに伴う自治体マニュアル等の改正については、3 月下旬頃自治体あて通知を発出する予定としている。

【依頼・連絡事項】

住宅確保給付金の支給要件に係る省令改正について、改正の趣旨についてご理解の上、対象となり得る方への同給付金の支給について、支給決定の事務に遺漏なきようお願いする。

(4) 子供の貧困対策に関する大綱について

子どもの貧困対策を総合的に推進するため定められている「子供の貧困対策に関する大綱」について、昨年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正等を踏まえ、令和元年11月29日閣議決定により改定された。

新たな大綱では、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援、②支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮、③地方公共団体による取組の充実、といった基本方針の下、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための指標の設定、指標の改善に向けた重点施策等が定められている。

重点施策の中で、「生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施の推進」、「学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子どもや保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援の実施」等、生活困窮者自立支援制度における各施策についても盛り込まれており、これを踏まえ、これら施策の推進に取り組む。

(5) 令和2年度における人材養成

支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものであることから、これまで国において支援員向け人材養成研修を実施してきているところ、

- ・ 昨年度施行された改正法において、「市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」が都道府県の努力義務と位置づけられたこと
- ・ 支援員のバーンアウトを防ぐべきとの問題が国会でも指摘されていることから、各地域において支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築することが必要であること
- ・ 制度施行から一定期間が経過し、各地域でそれぞれ抱える課題が明らかになってきたことから、地域の実情やニーズに応じた研修が求められるようになってきていることを踏まえ、令和2年度より、人材養成研修の実施主体を都道府県に移管する。

一方で、各都道府県単位で現行と同水準の人材養成研修を実施するためには、経過的な支援が必要と考えられるため、支援の質の担保を図るべく、当面の間、国による人材養成研修（国研修）も一部継続する。

なお、現在、生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引きについて改訂作業を進めているところであり、年度内に周知予定である。各都道府県におかれては内容をよくご理解の上、都道府県研修の企画等を進めていただきたい。

【依頼・連絡事項】

(ア) 令和2年度の研修修了要件は以下のとおり。

- 自立相談支援事業従事者（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）
国研修（前期研修）及び都道府県研修（後期研修）を全て受講すること。
- 就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者
国研修を受講すること。ただし、自立相談支援事業従事者との連携強化のためにも、都道府県研修へ参加することが望ましい。
なお、いずれの修了者についても、都道府県から修了証を発行することが必要になるため、ご留意されたい。

(イ) 修了証を発行するための都道府県研修の要件

都道府県が行う修了証を発行するための研修（後期研修）は、

- ① 参加型研修の形式を取り入れること
- ② 研修企画チームをつくり企画・立案すること
- ③ 制度の理念と基本姿勢を伝えること
- ④ 開催時間は計10.5時間以上とすること

を全て満たすことを要件とする。

各都道府県においては、それぞれの要件にご留意の上、適切に研修を実施されたい。

なお、修了証を発行するための都道府県研修とは別に、これまで都道府県が独自に実施されていた研修（新任者向け研修、フォローアップ研修等）についても、今後も引き続き実施し、都道府県ごとに研修体制を充実させ、支援スキルの向上に努められたい。

(ウ) 国研修の実施予定

令和2年度の国研修については、職種ごとに以下の内容で実施予定である。

なお、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の各従事者向け研修に加え、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした担当者研修も引き続き実施予定であることから、各都道府県におかれては積極的に受講されたい。

また、困難ケースに迅速に対応できるよう、新たにテーマ別研修を設定しており、令和2年度は、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修を実施する予定である。こちらについても積極的に受講されたい。

なお、いずれの研修についても、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 主任相談支援員養成研修 : 240人程度

- 相談支援員養成研修 : 480 人程度 (年 2 回開催予定)
- 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修 : 480 人程度 (合同開催。年 2 回開催予定)
- 家計改善支援事業従事者養成研修 : 240 人程度 (年 3 回開催予定)
- 担当者研修 : 140 人程度 (年 2 回開催予定)
- テーマ別研修 : 240 人程度

(エ) ブロック別研修の実施予定

令和 2 年度以降は、都道府県研修の受講が原則となるが、予定が合わない等の事情により修了証を発行するための都道府県研修の受講が難しい場合には、ブロック別研修への修了をもって修了証を発行するための都道府県研修を受講したものととして取扱うことも可能である。

ブロック別研修は、国の委託事業として実施予定であり、令和 2 年度の開催内容は、令和元年度ブロック別研修の実施内容を踏まえて決定する予定であるが、研修の詳細は、追ってお示しする。

【その他の依頼・連絡事項】

[生活困窮者自立支援制度における事業の委託について]

生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、参議院厚生労働委員会附帯決議において、「事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者の信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底すること。」とされており、参考資料のとおり自治体事務マニュアルの改訂等を行っている。

都道府県等においては、事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

[ホームレス等の自立に向けた支援]

(ア) 被災した生活困窮者に対する支援等について

昨年 10 月に発生した台風 19 号により被災したホームレスを含む生活困窮者に対する支援については、同年 10 月 15 日付事務連絡において、ホームレスの方々が適時の情報を入手することが困難な状況であること等を鑑み、各地域における巡回相談の実施や健康状態の悪化等が懸念される際の健康相談や医療機関の受診勧奨など、必要な支援に努めていただくよう協力依頼したところであるが、今後同様の災害等が発生した場合においても、生活保護実施機関や災害対策担当部局

等の関係機関と連携を図りつつ、必要な支援につながるよう、引き続きご協力いただきたい。

(イ) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、ホームレス特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を把握するため、各自治体に協力いただき、毎年実施している。令和2年調査（令和2年1月実施）については、既に協力いただいているが、来年も実施する予定であり（令和3年1月を予定）、令和2年度予算案に当該調査に関する所要の予算を計上したので、引き続きご協力願いたい。

[生活困窮者自立支援統計システムについて]

改正法の国会審議において、生活困窮者の相談に関する分析や生活保護の窓口につないだ後フォローすべきといった様々な指摘がなされており、「新改革工程表」におけるK P Iの見直しの内容等も踏まえ、「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」を見直している。

このため、今般、生活困窮者自立支援統計システムの改修を行ったところであり、管内自治体の自立相談支援機関への導入については、年度内を予定（スケジュール等については1月29日付事務連絡「システムのバージョンアップに伴う対応の一部スケジュール変更について」で案内済み）しており、3月中の確実な導入について支援いただきたい。

引き続き統計の報告期限は、翌月20日の厳守をお願いする。なお、自立相談支援機関からの報告は、2月報告分（3月20日報告期限）より、改修後の「業務支援ツール」による報告が必須となるため御留意いただきたい。

また、正確な統計把握のため、自立相談支援機関による入力作業については、正確に行っていただきたくとともに、自治体においても、月次報告時に確認の徹底をお願いする（未入力項目や事業利用月数（日数）等の誤入力による統計への影響等）。

主な改修項目は以下のとおり。

- 元号改正に伴い和暦表記から西暦表記へ全体を変更
- 自治体要望を踏まえた利便性向上のための改修
- 現行生じている不具合事象改善のための改修
- 氏名・生年月日等により、過去の相談履歴・支援結果を抽出可能とする
- 帳票見直しに伴う改修
- クロス集計の実施を可能とするなど、データの出力内容や集計項目の見直し

[生活困窮者の早期発見・対応の取組について]

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、事務連絡を発出してきていることに加え、先般の法改正では、事業実施自治体

の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化するなど、関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施するよう取り組みを進めてきている。

こうした取組の中、各自治体においては、「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成30年10月1日付け総税企第119号・社援地発1001第9号総務省自治税務局企画課長・厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）や、「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成31年3月29日付け社援地発0329第8号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参考とするなど、税務担当部局や水道事業等との連携を進めていただいているものと承知しているが、先日、ある困窮世帯への支援について、関係先との連携が円滑に行われていなかった事例が報道されたところである。

各自治体においては、通知の趣旨を再度確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。その際、生活困窮が疑われるケースについては、まず必要な対応をとることを念頭に対応を検討していただきたい。

なお、関係先から情報提供があったケースについては、アウトリーチ等の支援のほか、事案の緊急性等を踏まえて自立相談支援機関の連絡先の情報提供等の対応も考えられるところであり、自立相談支援機関の体制も踏まえて、柔軟な対応をお願いする。

Ⅲ 令和2年度予算案について

I及びIIの今後の取組を着実に進めるため、令和元年度補正予算及び2年度当初予算案において、必要な予算を計上している。具体的な予算の内容は以下のとおりであるので、ご承知おき願いたい。なお、令和2年1月17日（金）に開催された全国厚生労働関係部局長会議資料において周知した内容から、本会議において新たに示す内容は下線部のとおりである。また、具体的な事業内容・要件、補助単価等については、追って通知する。

1. 令和元年度補正予算

令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（以下、「新しい経済対策」という。）では、就職氷河期世代への支援のひとつとして、「就職氷河期世代の自立支援のための技能習得期間における生活福祉資金貸付の推進」が盛り込まれている。

これを踏まえ、令和元年度補正予算に、働きながら国家資格（栄養士、調理師等）の取得等のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行うための経費として約12.4億円を計上している（補助率は、貸付原資2/3、システム改修費10/10）。

本経費については、繰越明許費とした上で、今後、補助協議等を行うこととしているので、ご承知おき願いたい。

なお、具体的な内容については、P54の「Ⅳ 生活福祉資金貸付制度について」の「2 今後の取組」の「(1) 長期訓練生計費の創設」を参照されたい。

2. 令和2年度当初予算案

生活困窮者自立支援制度においては、改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国的実施の促進や、ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化等の課題がある。

令和2年度予算案において、生活困窮者自立支援制度関係経費487.1億円（対前年度+48.9億円）を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容についてご理解の上、積極的な事業展開をお願いする。

(ア) 就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進【新事業】(5.8億円)

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより市内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。

一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。

こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組を全国約30箇所でモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進するため、本事業を創設することとした。

・ 事業内容（検討中）

i) 自治体を越えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）

ii) 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓

iii) 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援

・ 補助率 定額

・ 補助単価案（検討中）

事業内容 i) ①500千円、同 ii) 7,000千円、同 iii) 10,000千円

・ その他

i) 実施期間は、令和2～4年度

ii) 任意事業が未実施である都道府県等は、本事業に参加した年度の翌年度は、原則として、モデル実施した任意事業を実施すること。

iii) 「事業内容」の i～iii については、任意事業が未実施である都道府県等1自治体につき、それぞれ1年限りの対象とする。

(イ) アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化【新事業】(31.7億円)

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の丁寧な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。

このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援を行う仕組みを創設した。

- ・ 事業内容 (検討中)

自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。

- ・ 補助率 定額

- ・ 補助単価案 (検討中) 下記表のとおり。

- ・ その他

i) 実施期間は、令和2～4年度。ただし、令和元年度当初予算における前倒し実施も可能とする。

ii) アウトリーチ支援員は、以下に掲げる者とする。ただし、当分の間は経過措置とし、支援業務に従事する中で生活困窮者自立支援制度人材養成研修を受講し修了することが望ましい。また、その他、都道府県等が実施するひきこもりやアウトリーチ支援等をテーマとした研修等に積極的に参加し、支援の質の向上を図ること。

① 令和元年度は、これまで国が実施した主任相談支援員養成研修、相談支援員養成研修、就労支援員養成研修のいずれかの修了者。

② 令和2年度以降は、国及び都道府県で実施する主任相談支援員養成研修、相談支援員養成研修、就労支援員養成研修のいずれか及び国が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修におけるテーマ別研修（ひきこもり支援について）の修了者。

iii) 本事業の協議に当たっては、令和2年度において、当該実施主体である都道府県等が就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施すること。ただし、本事業開始前年度の1月1日時点で人口が2万人未満の都道府県等にあつては、次年度以降、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施（必要な財政措置を含む。）予定であること（就労準備支援事業及び家計改善支援事業のいずれも実施していない場合は、いずれか一方の事業の実施でも可）をもって実施の要件を満たすこととする。なお、これにより難しいときは、別途、個別協議に応ずるものとする。

(参考) 生活困窮者自立支援制度人材養成研修の充実【国事業】(67百万円)

国が実施する生活困窮者自立支援制度における人材養成研修において、令和2年度より新たに、困難ケースに迅速に対応できるよう、テーマ別研

修を設定し、令和2年度は、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修を実施する予定である。

補助単価案（検討中）

（円）

人口区分	令和2年度	令和元年度
2万人未満	3,000,000	750,000
2万人以上～3万人未満	3,590,000	900,000
3万人以上～4万人未満	4,190,000	1,050,000
4万人以上～5.5万人未満	4,660,000	1,170,000
5.5万人以上～7万人未満	5,220,000	1,310,000
7万人以上～10万人未満	5,810,000	1,450,000
10万人以上～15万人未満	7,000,000	1,750,000
15万人以上～20万人未満	7,920,000	1,980,000
20万人以上～30万人未満	9,630,000	2,410,000
30万人以上～40万人未満	11,460,000	2,870,000
40万人以上～50万人未満	13,750,000	3,440,000
50万人以上～60万人未満	16,500,000	4,130,000
60万人以上～70万人未満	18,790,000	4,700,000
70万人以上～80万人未満	21,080,000	5,270,000
80万人以上～90万人未満	23,370,000	5,840,000
90万人以上～100万人未満	25,660,000	6,420,000
100万人以上～110万人未満	27,950,000	6,990,000
110万人以上～120万人未満	30,240,000	7,560,000
120万人以上～130万人未満	32,530,000	8,130,000
130万人以上～140万人未満	34,820,000	8,710,000
140万人以上～150万人未満	37,110,000	9,280,000
150万人以上～160万人未満	39,400,000	9,850,000
160万人以上～170万人未満	41,680,000	10,420,000
170万人以上～180万人未満	42,830,000	10,710,000
180万人以上～190万人未満	43,970,000	10,990,000
190万人以上～200万人未満	45,120,000	11,280,000
200万人以上～210万人未満	46,260,000	11,570,000
210万人以上～220万人未満	47,410,000	11,850,000
220万人以上～230万人未満	48,550,000	12,140,000
230万人以上～240万人未満	49,700,000	12,430,000
240万人以上～250万人未満	50,840,000	12,710,000

250万人以上～260万人未満	51,990,000	13,000,000
260万人以上～270万人未満	53,130,000	13,280,000
270万人以上～280万人未満	54,280,000	13,570,000
280万人以上～290万人未満	55,420,000	13,860,000
290万人以上～300万人未満	56,570,000	14,140,000
300万人以上	60,000,000	15,000,000

(ウ) 就労支援の強化（都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング）

【新事業】（3.3億円）

就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓や利用者受入の推進のため、47都道府県で行う広域での情報共有やマッチングへの財政支援の仕組みを創設する。

・ 事業内容（検討中）

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

・ 補助率 定額

・ 補助単価案（検討中） 1都道府県当たり 700万円

・ その他

i) 実施期間は、令和2～4年度。

ii) 生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業により実施している「就労訓練推進事業」（補助率1/2）の「都道府県に配置する就労訓練アドバイザー」については、就職氷河期世代支援プラン実施期間の令和2年度～令和4年度までは原則、就労訓練先以外に就労体験先の開拓も実施可能な本事業での申請を検討されたい。

(参考) 農業分野等との連携強化モデル事業の実施【国事業】（1.0億円）

農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、国による事業として、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを全国5箇所程度でモデル的に実施する。

(エ) 子どもの学習・生活支援事業の推進【充実】(5.0億円)

子どもの学習・生活支援事業については、改正法の施行により、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組強化など、事業の推進が図られており、制度開始以降、学習支援等の会場数についても増加しているが、遠方等の理由で通えない家庭がなお存在している。

こうした現状を踏まえ、更なる学習支援会場の設置の推進のため、学習支援会場箇所数が基準数以上であり、かつ、令和2年度中に1箇所以上を増設することを要件として、基準額の加算措置を行うことを予定している。

(オ) 地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化【充実】

一時生活支援事業では、改正法の施行により、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を行う「地域居住支援事業」を追加するなど、居住に係るソフト面での施策強化の取組を進めている。

一方、住宅施策では、新たな住宅セーフティネット制度において、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」、「専用住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」等のハード・ソフト面の支援を行っている。

こうした住宅施策における取組と連携を強化する観点から、居住支援法人を地域居住支援事業の事業実施者として明確化するとともに、居住支援法人との連携強化により、入居から見守り支援まで行う自治体については、優先して事業採択する。

IV 生活福祉資金貸付制度について

1 生活福祉資金貸付制度の現状と課題

(1) 償還努力の取組の実施状況について

生活福祉資金貸付制度については、公費を原資とした貸付制度であり、償還が可能な方には可能な限り返済に努めていただくことが基本であることを踏まえ、令和元年度予算では、これらの貸付金の適切な債権管理事務の実施を促す観点から、都道府県社会福祉協議会が行う償還の取組や債権の回収業務に係る体制を適切に評価する仕組みを設けることにより、貸付金の確実な償還を促し、原資の補助を前提としなくとも、償還金収入のみで安定的に運営できる状況を目指していくこととした。

具体的には、債権回収に関する取組等を評価する加算を創設したが、令和元年度の国庫補助協議において、

- ① 債権回収体制整備・債権回収取組強化の加算について、両取組とも未実施の都道府県が55.3%
- ② 出来高加算（償還件数（不良債権））について、該当がない都道府県が38.3%となっている。

【依頼・連絡事項】

各都道府県においては、引き続き、管轄する都道府県社会福祉協議会の債権の状況を改めて確認の上、これらの仕組みも活用しながら、適切な債権管理事務の実施に努めるよう、都道府県社会福祉協議会への積極的な働きかけをお願いする。

なお、生活福祉資金貸付制度については、民生委員・児童委員の「世帯更生運動」に端を発する低所得世帯等が安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度であることから、従来から周知しているとおり、貸付債権の回収にあたっては、例えば、債権回収会社（サービサー）に業務を委託し、都道府県社会福祉協議会の適切な関与がないまま、債権回収会社による機械的な債権行使により、債務者を心理的に追い込むことのないよう、制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会が主導的に関わる必要があるため、ご留意願いたい。

また、借受人の中には、現に経済的に困窮しているなど生活に課題を抱えている方も少なくないことから、必要に応じて、民生委員・児童委員その他の地域の関係機関・関係者とも緊密に連携しながら、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業や家計改善支援事業等の利用の勧奨その他適切な措置を講ずるよう、よろしくお願いしたい。

(2) 令和元年台風第15号及び第19号による被害への対応

生活福祉資金貸付制度においては、今年度、台風第15号、第19号により、各地にもたらされた甚大な被害に鑑み、緊急小口資金に関する特例措置及び住宅補修費・災害

援護費に関する運用の緩和を行った。

[参考通知]

- 「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）」の特例について」（令和元年10月25日付け社援発1025第10号厚生労働省社会・援護局長通知）
- 「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）」の特例に係る留意事項について」（令和元年10月25日付け社援地発1025第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- 「生活福祉資金貸付（福祉資金〔福祉費における住宅補修費・災害援護費〕）」の令和元年台風第15号及び第19号による災害における運用について」（令和元年11月14日付け社援発1112第7号厚生労働省社会・援護局長通知）

都道府県社会福祉協議会等においては、本特例措置等を踏まえ、広域応援等により体制を整備し、被災地における相談会等を実施してきているが、これらの経費については、補助率10/10により財政支援を実施することとし、都道府県ごとに社会福祉協議会が要する経費である、

- ・ 被災地都道府県社協の窓口設置に係る経費
- ・ 被災地における都道府県社協の要請に基づき、全国社会福祉協議会の調整のもと、応援職員を派遣する都道府県社協の旅費等の経費

について、補正予算の対応をお願いしていたところである。その後、各都道府県の対応のもと、本年2月に本事業にかかる交付決定を行っている。

[参考事務連絡]

- 「令和元年台風第15号及び第19号による災害における生活福祉資金貸付の特例措置等の運用にかかる事務費に対する財政支援について」（令和元年11月15日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室相談支援係事務連絡）

2 今後の取組

(1) 長期訓練生計費の創設

生活福祉資金貸付制度においては、低所得世帯等の経済的自立等の促進を図り、安定した生活を送ることを目的とした貸付等の支援を行っている。今般、就職氷河期世代の方への活躍支援の充実を図る観点から、生活福祉資金貸付制度に新しいメニューを創設することとした。

具体的には、就職氷河期世代等の方が国家資格（栄養士、調理師等）の取得等のための長期訓練期間中における生計を維持するための貸付を通じた支援を行うための「長期訓練生計費」である。

[長期訓練生計費のポイント]

- 対象者は、次のいずれにも該当する者であること。

- ・ 市町村個人住民税非課税の者
 - ・ 国家資格（栄養士、調理師等）を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援（プラン作成、就労支援）を受ける者
- 据え置き期間は、養成課程の修了時点から6月以内とすること。
 - 申し込み先は、民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関とすること。（ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申し込むも可とする。）
 - 貸付上限額、償還期限、貸付利子、保証人等の取扱は、現行の福祉費と同様。
 - 訓練期間は1年以上のものを想定。
 - 令和4年度までの実施。
 - 介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金貸付等事業、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度等による必要な資金の融通を受けることが困難であると認められる場合が対象。

長期訓練生計費の貸付の実施に当たり必要となる原資及び生活福祉資金業務システムの改修費については、令和元年度補正予算により予算措置を行っている。当該予算については繰越明許費に位置付けた上で、今後、国庫補助協議を受け付けることを予定している。システム改修・更新にかかる経費については、全国社会福祉協議会において見積もったところ、都道府県ごとに350万円が必要となる見込みである。

【依頼・連絡事項】

生活福祉資金業務システムについては、システムの更新時期を迎えており、各都道府県社会福祉協議会においてシステムの更新が必要となる。2（1）のシステム改修費350万円には、このための予算も含まれているものであるので、ご承知おきいただくとともに、各都道府県においては、当該予算に係る対応について、遺漏なきようお願いする。

なお、パソコン端末等の機器については、令和2年度当初予算案において予算措置をしているところである。機器に係る調達については、これまで購入による対応が行われてきたが、持続的な予算措置の観点から、リース契約による調達を想定した予算措置を行っている。

各都道府県においては、上記について、都道府県社会福祉協議会と調整の上、対応に遺漏なきようお願いする。特に、システムの改修・更新及びパソコン端末等リース経費については、全国的統一のシステムで取り扱うことで、適切な貸付を行うとともに、新しいメニューに関する貸付原資と貸付の状況を適切に管理するために必要となるので、予算計上に遺漏なきようお願いする。特に、パソコン端末等リース経費は、補助割合1/2の都道府県負担が発生するので、予算の確保をお願いしたい。

[生活福祉資金貸付制度に係る予算の概要]

- 長期訓練生計費の貸付原資
令和元年度補正予算へ9億円を計上。(補助率2/3)
- 長期訓練生計費のシステム改修費
令和元年度補正予算へ3億円を計上。(補助率10/10)
- パソコン端末等購リース経費
令和2年度当初予算案へ2.2億円を計上。(補助率1/2)

【その他の依頼・連絡事項】

[生活福祉資金貸付事業にかかる事務費について]

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費に対する補助については、平成27年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績(「貸付件数」と「償還件数」)に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取崩して事務費に充当することを可能とする取扱いを行っている。

このうち、補助基準にかかる経過措置については、新たな補助体系に移行してから一定期間が経過したこと、また、経過措置の適用を受けていない都道府県社会福祉協議会との公平性の観点等から、上記の評価の仕組の導入に併せて廃止することを検討しているが、令和元年度においては、経過措置の適用を受けている都道府県が1箇所となっており、当該都道府県の状況を踏まえて、経過措置を廃止する予定である。

一方、貸付原資の取崩しに関する令和元年度の取扱いについては、平成30年12月20日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡(「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成31年度の取り扱いについて」)で示したとおり、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題への対応など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く様々な状況にかんがみ、当面の間、これまでの取扱を据え置くこととしているが、上記のとおり、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算の取得等について、積極的に対応いただきたい。

なお、厚生労働省では、今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていく予定である。

[延滞利率の見直し]

生活福祉資金貸付制度における延滞金利率については、「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日付け厚生労働省社援0728第9号厚生労働事務次官通知)において、5.0%/年と定めている。

今般、民法の法定利率が5.0%から3.0%へ引き下げられること等を踏まえ、令

和2年度4月の貸付より、生活福祉資金貸付制度の延滞金利率を3.0%に改めることを予定しているので、ご承知置き願いたい。

[年金担保貸付事業について]

年金担保貸付事業については、平成22年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、昨年度、2022年3月末の予定で新規貸付の申込受付を終了する方針が独立行政法人福祉医療機構を通じて示された。

このため、今後は、年金担保貸付を申し込むために年金担保貸付事業の受託金融機関窓口を訪れた高齢の生活困窮者が、貸付がなくても家計を維持できるようにするため、自立相談支援機関や家計改善支援事業所に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書においても、

- ・「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれている。

年金担保貸付事業の廃止に当たっては、貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を生活福祉資金貸付制度で確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援すること等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、こうした観点から高齢の生活困窮者に対する対応に努めていただくとともに、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制度の周知に努めるとともに、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つとなる家計改善支援事業の更なる推進について積極的な取組をお願いしたい。

[保有基準の初回の評価について]

生活福祉資金貸付制度については、平成28年10月に会計検査院から厚生労働省に対し、「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成」することや、「保有資金の額が（略）適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助

金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずること」等の意見表示があった。

これを受け、厚生労働省では、「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」（平成30年7月27日付け社援地発0727第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）をするなどの対応を行った。

保有基準の初回の評価の実施時期については、生活福祉資金貸付制度と密接に関係する生活困窮者自立支援制度の改正法の施行状況や年金担保貸付事業の廃止の動向など制度を取り巻く状況も勘案した上で、追って、通知する。

[生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について]

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資の一部について、2017年度から2023年度までの7年間にわたって応分の国庫返還を求めることとしている。

令和元年度の国庫への返還分については、令和元年7月29日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学奨学金事業の拡充に伴う生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について（令和元年度）」により令和元年1月31日（金）までに厚生労働省に返還額を報告いただくようお願いしたが、一部の都道府県については、現時点で未報告となっている。既に御案内のとおり、国庫への返還を年度末までに確実にを行う必要があるため、当該報告書を未提出の都道府県においては、早急に提出いただくようよろしくお願いいたします。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には当面、必要となる数ヶ月分の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めていることとして差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

また、令和2年4月より施行される高等教育無償化の制度については、「高等教育の修学支援新制度について（周知）」（令和元年7月10日付け厚生労働省社会・援護局保護課・地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、学生や保護者等への周知をお願いしているが、引き続き、必要な周知をお願いしたい。

第4 地域福祉の推進等について

1 地域福祉計画について

(1) 計画の策定状況について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。平成31年4月1日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は78.3%である。市区部、町村部別にみると、市区は91.9%であるのに対し、町村部では66.4%に留まっており、約1.4倍の差が生じている。また、都道府県地域福祉支援計画の策定率は95.7%となっている。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の「第3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、計画に盛り込むべき事項として、「包括的な支援体制の整備（への支援）」をお示ししているが、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の3第1項第1号から第3号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を「実施している」又は「実施予定」の市町村は850市町村であり、このうち54.6%にあたる464市町村が当該事業を全て盛り込んでいる状況にあり、都道府県では68.0%にあたる32都道府県が当該事業への支援に関する事項を盛り込んでいる。

さらに、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成26年3月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握、他の地域福祉施策との連携、既存の社会資源の活用などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、都道府県では85.1%、市町村では58.2%の自治体で生活困窮者自立支援方策を盛り込んでいる。

平成30年4月から施行されている改正社会福祉法により、地域福祉（支援）計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体におかれては、地域福祉（支援）計画の策定に努められたい。

また、法第10条第1項において、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として5項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関

し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）が掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。これらの5項目の全てを定めていない自治体においては、記載内容を追加されたい。

都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインでは、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として上記5つの項目のそれぞれの事項ごとに取り組むべき事項を例示しているが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく、「消費者見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）による取組は、高齢者の権利擁護に資するものと考えられるため、このような取組についても、地域福祉（支援）計画に盛り込んでいただきたい。

（参考）地域福祉計画策定状況等調査結果

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

（2）計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉（支援）計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているが、来年度も上半期を目途に調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

2 民生委員について

（1）民生委員・児童委員の一斉改選について

民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）については、令和元年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われたが、改選結果は次のとおりとなっている。改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

【一斉改選結果】

	令和元年度	前回（平成28年度）
定数	239,682人	238,352人
委嘱数	228,206人	229,541人

※ 委嘱数のうち新任委員71,747人、再任委員156,459人

改選時において、民生委員の欠員が生じている自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなど民生委員の確保に向けた取組を行うようお願いする。

(2) 民生委員に期待される役割について

近年、少子高齢化や人口減少、地域における関係性の希薄化など、社会構造の変化により、地域住民の抱える課題が多様化、複雑化してきている。そうした中で、第1にもあるとおり、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制の整備を推進していくこととしている。

また、令和元年6月に閣議決定された「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定））においては、施策の方向性として、アウトリーチの展開を図る観点から「能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う」こととしている。

これらの施策における取組は、訪問活動を通じた要支援者の把握、自立相談支援機関をはじめとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど民生委員が従来より行っている活動に共通するところが多い。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待されることであり、各自治体においては、民生委員がこれら諸施策において求められる役割などに関して、必要不可欠な知識が得られるよう、各自治体で策定する研修カリキュラムの中に最新の施策動向等についても盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

(3) 令和2年度における民生委員の活動に対する地方交付税の増額（案）について

民生委員の活動は、近年の地域社会を取り巻く環境の変化により、地域住民の課題は複合化・複雑化しており、その負担が大きくなっている。その中で、昨今の児童虐待相談件数の急増や虐待死亡事案等への対応として、民生委員には、見守りや行政機関とのつなぎ役としての役割が一層期待されている。

このため、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度から、次のとおり拡充が行われることとされている。

各自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

【令和2年度における活動費単価（案）】

	令和2年度（案）
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円

地区民生委員協議会活動推進費	1 か所当たり年額 250,000 円
----------------	---------------------

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員法第 10 条において、民生委員には給与を支給しないものとされており、民生委員への実費弁償費について講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないようにご留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達 28-8 に「地方自治法第 203 条の 2 第 3 項（報酬及び費用弁償）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第 9 条第 1 項第 4 号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかかなものとそうでないものの取扱いが示されているのでご留意いただきたい。

（４）民生委員の活動環境の整備等について

ア 民生委員制度の普及啓発の強化

民生委員活動を推進していく上で、地区担当の民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について住民に周知することは重要であり、かつ、民生委員制度に関する理解を深めていただくことは将来のなり手の確保にも資するものと考えられる。このため、国においては、政府広報の実施や全国団体が行う広報活動に対する助成により、民生委員制度の普及啓発を強化している。

令和 2 年度予算案においては、上記（３）のとおり、民生委員の役割や活動内容の周知の必要性を考慮し、地区民生委員協議会活動推進費の交付税単価が引き上げられることとされているので、各自治体においても、民生委員制度の一層の普及啓発をお願いする。

イ 民生委員への研修の充実

民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により補助を行っているが、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、地域の実情に応じて適切に研修を実施するようお願いする。

特に、上記（１）のとおり、今回の一斉改選に伴い、全体の約 3 割の者が新たに民生委員として委嘱されている現状を踏まえ、各自治体においては、引き続き、民生委員が円滑に活動し、地域住民への対応が滞ることなく行われるために必要な知識の習得等を目的とする研修の企画、実施を計画的かつ重点的に行うようお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、上記（２）に記載した活動に影響のある新たな施策や社会的課題等について確実に内容に盛り込む

とともに、平成30年度・令和元年度に全国民生委員児童委員連合会において民生委員向けの学習ツール等を作成しているため、当該ツール等の活用により、効果的な研修となるようお願いする。

＜新たな施策や社会的課題等の例＞

- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終取りまとめ（令和元年12月26日）
- ・「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定））
- ・「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日関係府省会議決定）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号、令和元年10月1日施行）
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議）
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成31年4月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（厚生労働省）※第3章平成30年度の自殺対策の実施状況（7）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成24年6月1日）
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日付社会・援護局地域福祉課事務連絡）
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A（個人情報保護委員会）

＜学習ツールの例＞

- ・「委員活動のための参考資料」
全国民生委員児童委員連合会ホームページ
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/reference/>

ウ その他

（ア）民生委員協力員の設置等

広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、一部の自治体においては、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討いただきたい。

（イ）不動産登記法第70条第3項の運用における民生委員・児童委員の不在証明

いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、

登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成 29 年 10 月 20 日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものでないということが改めて周知がされているので、ご承知置きいただきたい。

(5) 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がかかることがなく実施される体制となるよう、各自治体においては、平時より、防災担当部局と連携して対応いただきたい。

3 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、ダブルケアやいわゆる 8050 世帯など、一つの世帯において複合化・複雑化した課題を有するケースが顕在化する中で、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するため、社会福祉法人制度改革においても、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組をお願いしたい。

また、近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。災害ボランティアセンターについては、内閣府防災担当作成の「防災における NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」において、社会福祉協議会が設置・運営に携わることが一般的となってきたとの記載があるが、都道府県及び市町村の福祉部局におかれては、災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、平時から、防災担当部署と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関

係機関との役割分担の取り決めや、情報共有などによる環境整備に努められたい。特に、令和2年度においては、平時からの備えのために、災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）を創設することとしているので、活用いただきたい。

4 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業について

昨今、多発する自然災害への対応状況から、災害ボランティア活動は被災地の復旧・復興に不可欠であるとの考えが広く認識されつつある。このため、災害時において社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、以下の取組を推進する。

- ① 全国社会福祉協議会の研修において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、研修の実施回数を増やし、都道府県（都道府県社会福祉協議会）における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）を創設し、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置運営の実地訓練等を行う。

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、効果的な取組になると考えられていることから、特に都道府県におかれては、本事業の活用により、管内市町村における災害ボランティアの環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、本事業は、補助事業者を都道府県又は市町村とし、間接補助事業者を都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会とする。

（参考）「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）」の令和2年度国庫補助基準額等（案）※検討中

- 1 都道府県 5,000 千円
- 2 市町村 市町村（指定都市及び中核市を含む。）については、人口区分に応じて、以下のとおり国庫補助基準額を設定する。

人口区分	国庫補助基準額案（検討中）
5万人未満	500千円
5万人以上～10万人未満	1,000千円
10万人以上～50万人未満	2,000千円
50万人以上～100万人未満	3,000千円
100万人以上	5,000千円

※都道府県、市町村ともに国庫補助率は、1/2。

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号等により応急仮設住宅等に入居する被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進するため、令和2年度予算案においても、必要な予算額を計上した。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めるとともに、効果的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接に連携し役割分担を図っていただきたい。

また、被災者に対する見守り等に係る事業については、大規模災害発生時に自治体が速やかに事業実施できる仕組みとなっている。大規模災害発生時には、必要に応じて本事業の活用を検討いただきたい。

また、令和元年12月20日閣議決定の「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」において、

- ・ 地震・津波被災地域 復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。
- ・ 原子力災害被災地域 中長期的な対応必要であり、引き続き、国が前面に立って取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

とされており、令和3年度以降、この基本方針に沿って、対応していくこととなるので、ご留意いただきたい。

(参考) 令和2年度予算案

- ・ 東日本大震災関係 復興庁所管「被災者支援総合交付金」155億円の内数
- ・ 被災者見守り・相談支援事業 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
13.5億円

6 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和元年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているが、令和2年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上している。事業実施者については、改めて公募・選定する予定であるので、ご承知置きいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、本事業と生活

困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

平成 27 年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

7 いわゆる「社会的孤立」防止対策の推進について

いわゆる「社会的孤立」の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）

③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介

④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進などを盛り込んだ総合的な通知を发出し、地域における取組をお願いしてきたところである。また、孤立防止のための自治体を始めとした地域の関係機関のネットワークの強化や見守り体制の構築には、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法に市町村の努力義務として規定されている

- ① 地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組
 - ② 身近な地域で住民の相談を包括的に受け止める場の整備
 - ③ 相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワーク体制の整備
- が有用であると考えられることから、これらの取組を推進いただきたい。

また、平成 30 年 10 月 1 日施行の改正生活困窮者自立支援法の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされているので、ご留意いただきたい。

8 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組みについてご留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないようにご配慮願いたい。

なお、隣保館を所管する部局が厚生労働関係部局以外である自治体においては、隣保館に関する情報が関係部局間で確実に共有されるようご配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続きご留意願いたい。

なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、社会福祉法による諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されているため、現行の耐震基準に適っていないなど、耐震化に課題を抱えている館が多いことから、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に、隣保館の耐震化対策等について盛り込み、改築や大規模修繕等による耐震化整備等（令和2年度までの3カ年）を集中的に進めていくこととされている。

このため、令和2年度予算案における地方改善施設整備費補助金においても、上記の緊急対策を含む総額14.8億円の予算を確保したところである。令和2年度は、緊急対策期間の最終年度に当たるため、各自治体においては、当補助金の活用等により積極的に隣保館の耐震化等の整備に努められたい。なお、隣保館を所管する部局に確実に情報が共有されるようお願いする。

【参考】

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」＜平成30年12月14日閣議決定＞（抄）

第2章 取り組む対策

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、大規模な土砂災害、火山噴火、地震による住宅、建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、広域にわたる大規模津波等のほか、密集市街地等における大規模火災により多くの人命・財産が失われる事態や、農地・森林等の被害による国土の荒廃に伴い複合災害・二次災害が発生する事態を回避する必要がある。

このため、これらの自然災害による被害を防止・最小化するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

第3章 各項目の主な具体的措置

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

・社会福祉施設等に関する緊急対策〔耐震化、ブロック塀等〕（厚生労働省）

第6章 対策の事業規模

初年度の対策として速やかに着手すべきものについては2018年度（平成30年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019年度（平成31年度）当初予算及び2020年度（平成32年度）当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

(2) アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。）が交付され、令和元年5月24日に施行されたところである。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されたところであり、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用されたい。

一方、北海道における生活館の整備費以外の、地域住民の生活環境等の改善を図るための整備費（地方改善施設整備費補助金）や、生活館運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管することとなるので、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いしたい。

また、アイヌの人々の生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和2年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。

関係自治体においては、アイヌ施策を巡る状況について御理解の上、関連事業に関する周知・広報について、特段の配慮をいただきたい。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」
(平成31年法律第16号)

背景・必要性

1. アイヌの人々を先住民族と認識して施策を進める
必要性

- ・平成9年、アイヌ文化振興法制定（北海道旧土人保護法（明治32年制定）廃止）
- ・平成20年、衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及びこれを受けての内閣官房長官談話（アイヌの人々が先住民族であることの認識を示す。）
- ・上記の経緯等を踏まえ、アイヌの人々を先住民族と認識し、施策を展開することが求められている。

※「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年採択）等、先住民族への配慮を求める国際的な要請も高まっている。

2. アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施の必要性

- ・アイヌ文化の振興等のための環境整備の必要性を踏まえ、従来のアイヌ文化振興施策・生活向上策に、地域・産業・観光振興等も加えた新たな支援措置を継続的に実施する必要

3. 民族共生象徴空間の管理のための措置

- ・民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ（※））はアイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターであり、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園等で構成される。

※アイヌ語で「（おおぜいで）歌うこと」という意味

- ・民族共生象徴空間の北海道白老における整備、2020年4月の一般公開、年間来場者100万人の目標について平成26年閣議決定

民族共生象徴空間(ウポポイ)



法律の概要

○目的規定 >「目的」の条文中に「先住民族であるアイヌの人々」と記載して先住民族としての認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目指す。

○アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針(政府策定)

アイヌ施策を推進するための計画(市町村作成)

内閣総理大臣の認定

交付金の交付

- ・認定された計画に記載された地域・産業・観光振興等の事業の実施に対し交付金を交付

法律の特例措置等

- ・国有林野の林産物採取についての特例
- ・さけの捕獲について、都道府県知事等による配慮
- ・地域団体商標に係る出願の手数料及び登録料を減免する措置

○民族共生象徴空間の管理に関する措置(国土交通大臣等)

- > 民族共生象徴空間の管理の委託
- > 民族共生象徴空間の入場料等の徴収に関する措置 等

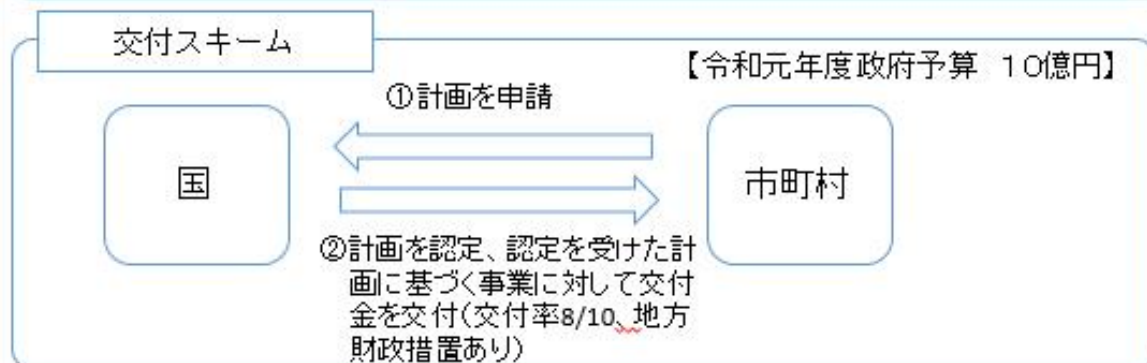
○アイヌ政策推進本部

> 関係大臣で構成するアイヌ政策推進本部の設置

【目標・効果】アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現
《KPI》・アイヌが先住民族であることの認知度の向上: 77.3%(2018年度) ⇒ 90%以上(2024年度)
・民族共生象徴空間の年間来場者数100万人の達成(2020年度)

～アイヌ政策推進交付金について～ 【内閣官房作成】

- アイヌの人々に寄り添い、未来志向のもと、その要望にできる限り対応しながら、アイヌ政策を総合的に推進。
- このため、従来の文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む支援のための交付金制度を創設。



<対象事業のイメージ>

市町村提案型により、地域のアイヌの方々のニーズに対応した事業を幅広く対象

- ①アイヌの人々と地域住民 ②アイヌ高齢者の
交流の場の整備(多機能
型交流施設の整備) コミュニティ活動への支援
- ③伝統的なアイヌ文化・
生活の場の再生支援



- ④アイヌ文化のブランド化
推進(デザイナーとの
コラボ)
- ⑤アイヌ文化関連の観光
プロモーションの実施
- ⑥アイヌの観光振興、
コミュニティ活動支援の
ためのバス運営



(3) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、今後、市町村は、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の整備に努めることとされた。

このため、市町村による体制整備の際には、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館等が、関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していることについて、ご了知願いたい。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了知願いたい。

イ 関係部局・機関との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を実施いただいているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法等の関係法令の施行への対応状況、アイヌ政策推進本部における検討状況、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

(参考) 「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」(平成 24 年 6 月 1 日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法等の関係法令の施行への対応状況等も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。当該法律では、第 7 条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第 10 条において、第 7 条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、公立施設である隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP（障害を理由とする差別の解消の推進）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（同和問題に関する正しい理解を）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第5 成年後見制度の利用促進等について

1 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、本制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。

※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は平成30年12月末時点で約22万人。

このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)」が成立し、平成29年3月に同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年度～令和3年度の5年間)が閣議決定されたところである。今後の施策の目標として

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

を掲げ、関係省庁や裁判所、地方公共団体、関係機関が連携して、令和3年度までの工程表を踏まえて、施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。特に、厚生労働省においては、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、成年後見制度利用促進に向けた体制整備を推進していく。

さらに、昨年5月に、基本計画に基づく施策を着実に推進するため、新たに、令和3年度末までのKPI(以下参照)として、全市区町村における中核機関等の整備や市町村計画の策定などの目標を設定するとともに、当該KPIについて認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議)に盛り込んだ。

<KPI 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)>

- ・中核機関(権利擁護センター等を含む。以下同じ。)を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
- ・中核機関において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数 200市区町村
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村

- ・市町村計画を策定した市区町村数 全 1741 市区町村数
- ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500 人
- ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全 47 都道府県 等

また、厚生労働省から各都道府県に対し、「成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI を踏まえた体制整備の推進について（令和元年 7 月 11 日付け社援成発 0711 第 1 号）」を通知し、都道府県が管内市区町村の体制整備の主導的な役割を果たしていただくよう依頼した。

中核機関等の整備や市町村計画の策定については、厚生労働省で行った自治体調査においては、令和元年 10 月 1 日時点で中核機関は 160 自治体（9.2%）、権利擁護センター等は 429 自治体（24.6%）、市町村計画については 134 自治体（7.7%）になっており、また、中核機関の整備は約 6 割の自治体が未定と回答していることや各都道府県の整備状況に大きな差があることなどが認められたところであり、K P I の達成に向けた取組を更に推進していく必要がある（参考資料参照）。

※ 中核機関の整備や市町村計画策定状況等の調査結果（中核機関整備や市町村計画策定の自治体名等も掲載）については、令和 2 年 2 月 27 日に開催した第 5 回成年後見制度利用促進専門家会議資料として、厚生労働省ホームページに掲載。

（2）令和 2 年度予算案について

令和 2 年度予算案においては、K P I の達成に向けて、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、

- ・引き続き、都道府県による広域的な体制整備や、中核機関の立ち上げ支援等に必要な予算を計上するとともに、
 - ・新たに、中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助
- を設けた。

また、新たに、国による後見人等への意思決定支援研修の実施や、国レベルでの任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化を図る事業に係る予算を計上した。

【令和2年度予算案 成年後見制度利用促進関係予算について】

令和2年度予算案8.0億円（前年度3.5億円）

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円（前年度3.5億円）

(1) 都道府県向けの補助事業（都道府県社会福祉協議会等へ委託可。
補助率1/2）

- ・体制整備アドバイザー等による広域的な観点から中核機関の整備や市町村計画の策定を推進
- ・市町村や中核機関等職員向け都道府県研修
- ・市町村や中核機関等職員向け専門相談窓口の設置

(2) 市区町村に対する補助（市区町村社会福祉協議会等へ委託可。補助率1/2）

- ・中核機関の立ち上げや中核機関の先駆的取組に対する補助

新 中核機関等における市民後見人や親族後見人の専門的バックアップ体制の強化及び適切な後見人候補者推薦（受任調整会議）の取組に対する補助

(3) 成年後見制度利用促進体制整備研修（委託費）

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。

新 2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円（委託費）

利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

新 3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円（委託費）

国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「（仮称）任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

(3) 来年度の取組方針及び依頼事項

ア 地域連携ネットワークの中核機関の整備と市町村計画策定の推進

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画策定に向けた取組を推進していくことが必要である。

このため、昨年5月に基本計画に係るKPIとして、令和3年度末までに全1741市区町村における中核機関の整備及び市町村計画の策定を目標として掲げたところである。

都道府県においては、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と緊密な連携の下、体制整備アドバイザー等の国庫補助事業を積極的に活用いただき、中核機

関の整備や市町村計画策定について、広域的な観点から管内市区町村の体制整備の支援や働きかけなど、管内市区町村における体制整備の主導的な役割をお願いする。

また、市区町村におかれては、令和2年度予算案に計上している中核機関の立ち上げ支援や新たに設けた中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の推薦の取組に対する補助の積極的な活用を検討するなど、中核機関の整備等に向けた取組を推進いただきたい。

特に、担当課が決まっていない市区町村においては速やかに担当課を決定するようお願いする。また、厚生労働省が行った自治体調査結果では、中核機関の整備について、「具体的な検討をしていない」と回答した市区町村も一定数見られることから、こうした市区町村においても、令和3年度末までの中核機関の整備や市町村計画の策定に向けて速やかに検討を始めていただくようお願いする。

なお、現在、中核機関における先駆的取組調査研究事業（実施主体：日本社会福祉士会）において、各地域における中核機関の立ち上げや先駆的取組の事例集を作成中であり、各都道府県、市区町村に情報提供予定であるので、管内市区町村に対する体制整備に向けた助言等を行うに当たって参考としていただきたい。

また、来年度においても引き続き、国において市区町村職員や中核機関職員等（予定を含む）に対する研修を実施する予定である。本研修においては、権利擁護支援の基本的な考え方や成年後見制度の基礎的知識、市区町村や中核機関の役割や機能など、市区町村や中核機関等の職員として必要な知識やノウハウについて講義や具体的な事例演習を通じて修得することを目的としている。

各都道府県におかれては、地域における人的体制整備を推進するため、管内市区町村や中核機関等に対し、本研修に積極的に参加いただくよう周知をお願いする。

<研修内容（案）> ※具体的な内容については別途連絡予定

- ① 基礎研修（前期・年度前半）（対象者：市町村職員＋中核機関職員等）
3日、全国3ヶ所（東京都、宮城県、福岡県の予定）で実施予定
- ② 応用研修（後期・年度後半）（対象者：中核機関職員等）
3日、全国3ヶ所（東京都、宮城県、福岡県の予定）で実施予定
- ③ 都道府県研修担当者向け研修（対象者：都道府県研修担当者（委託予定先の職員を含む））
1日、全国1ヶ所（東京都の予定）で実施予定

イ 後見人等への意思決定支援研修の実施について

基本計画においては、成年後見制度について「後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする」こととしており、意思決

定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきとしている。

これを踏まえ、令和元年5月から、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体において、後見人等における意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うとともに、厚生労働省において、後見人等に対する意思決定支援研修の内容についての調査研究事業を実施している。

来年度から、厚生労働省において、全国各地で後見人等に対する意思決定支援研修（国から民間団体に委託）を実施する予定であるので、各都道府県におかれては、本研修の管内市区町村や中核機関や権利擁護センター等への周知など特段のご配慮をお願いする。（開催地は全国20ヶ所程度、1日程度の研修を想定。詳細は別途連絡予定。）

※KPI（令和3年度末）として「後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県」を設定している。

ウ 任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化について

成年後見制度利用促進法や基本計画においては、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない「保佐」及び「補助」類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、判断能力があるうちにあらかじめ後見人となる者を決めておく「任意後見制度」が積極的に活用されるよう必要な措置を講ずることとされている。

また、昨年12月に内閣府において行われた「認知症に関する世論調査」の中で、「成年後見制度の認知」についても調査が行われたところであるが、

- ・「成年後見制度」は判断能力が不十分な方の権利や財産を守る制度であることを知っている 40.8%、
- ・将来の判断能力の低下に備えあらかじめ後見人となる人を決めておく「任意後見制度」を知っている 30.6%、
- ・判断能力の程度により「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があることを知っている 15.1%
- ・内容は知らないが言葉を知っている 22.3%
- ・内容も言葉も知らない 26.7%

との調査結果であったところであり、任意後見、補助、保佐も含めた成年後見制度の周知の取組みを推進していく必要がある。

※ 調査結果の概要は、内閣府のホームページの以下のアドレスに掲載。

（アドレス：<https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-r01.html>）

令和2年度予算案においては、国レベルでの任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る事業に係る予算を計上したところである。

本事業については、国において、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度について

各種広報の実施や、市町村や中核機関等における全国的な相談体制の強化を図る事業を民間団体に委託することを予定している。

事業内容の詳細が決まり次第、情報提供するのでご留意願いたい。

エ 基本計画に係る中間検証について

今年度は基本計画の中間年度であることから、昨年10月から、成年後見制度利用促進専門家会議において、基本計画に掲げる各施策の進捗状況を踏まえた個別の課題の整理・検討を行っている。

成年後見制度利用促進専門家会議における中間検証においては、以下の論点等について議論が行われている。

[中核機関の整備と市町村計画の策定等]

- ・ K P I の達成に向けた方策や都道府県に期待される役割（小規模自治体への体制整備に向けた支援を含む）
- ・ 市町村長申立の適切な実施
- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携の在り方

[意思決定支援]

- ・ 後見人等における意思決定支援の在り方についての指針の策定や後見人等に対する研修等を通じた意思決定支援の推進

[担い手の確保]

- ・ 市民後見人や法人後見の育成・活用の推進

[適切な後見人等の選任及び交代等]

- ・ 中核機関における適切な後見人候補者の推薦や後見人支援の推進、中核機関と家庭裁判所との連携
- ・ 後見人等の報酬の見直しや成年後見制度利用支援事業の推進

[不正防止の徹底と利用しやすさの調和]

- ・ 不正防止を徹底するための方策や後見制度支援預貯金の普及

厚生労働省においては、今後取りまとめられる中間検証結果を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画策定などの成年後見制度利用促進に向けた取組について、最高裁や関係省庁と緊密な連携の下、総合的・計画的に推進してまいりたい。

なお、中間検証結果についてはとりまとめられ次第、都道府県や市区町村に情報提供する予定である。

2 日常生活自立支援事業について

(1) 日常生活自立支援事業と成年後見制度との緊密な連携の強化等について

日常生活自立支援事業については、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行う事業であり、成年後見制度との緊密な連携の下、地域の権利擁護を支える重要な役割を担っている。

都道府県・指定都市におかれては本事業の重要性を考慮いただき、事業実施のために必要な予算の確保についてご配慮願いたい。

また、基本計画においては、日常生活自立支援事業について、「今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。」とされている。

各都道府県・指定都市におかれては、基本計画を踏まえ、日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への移行が必要な者を適切に移行させる取組強化を図るため、例えば、長期利用しており判断能力の低下が見込まれる者を契約締結審査会で計画的に審査する体制の整備等について、実施主体である各都道府県・指定都市社会福祉協議会への助言・指導をお願いする。

(2) 日常生活自立支援事業の適正な実施について

近年、日常生活自立支援事業の実施を背景とした社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。

本事業は判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理等の支援を行う事業であることから、こうした不祥事の発生は、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業の信頼が失われることになりかねない重大な問題である。

各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業が適正に実施されるよう、改めて会計事務に係る内部牽制体制の確立について徹底するなど、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する指導・助言をお願いする。

第6 消費生活協同組合の指導・監督等について

1 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員のくらしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」という。）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与しているところである。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取組を行っているところである。

組合の指導・監督にあたっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いします。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

ア 組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国及び都道府県における指導検査結果を見ると、策定すべき規定の未整備、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類の不備、員外利用分量の未把握、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められている。

また、正当な理由がなく1年以上その事業を休止し、再開しない組合を抱えている都道府県が認められる。組合は事業を行うことによって、組合員に最大の奉仕をすることを目的としているため、組合が長期に渡り事業を休止する状況は極めて不適切である。

これらの組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及びその進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、組合に対する指導・助言をお願いします。さらに、業務の改善が認められない組合に対しては、必要な措置の検討をいただきたい。

イ 不祥事案について

近年、次のような組合による不祥事案が発生している。

- ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例、共済の募集人ではない者による共済の募集行為が行われた事例、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例
- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例、販売する商品を自主回収することになった事例
- ・ 職員の不適切な事象等により懲戒処分が行われた事例
- ・ システム上の操作の誤りや郵便物の宛先と内容物が異なり、組合員の個人情報漏洩した事例

組合において不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁や関係機関へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いします。

ウ その他

財務状況が悪化している組合や課題を多く抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な助言・指導をお願いします。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかかぬ場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少、少子高齢化、家族や地域社会の変容などにより地域の支え合いが失われつつあり、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が重要な課題となっている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通して地域に助け合いの輪を構築しており、今後、自治体や関係団体等とさらに連携を図り、地域社会の困りごとに対応できるよう、事業や組合員活動を積極的に実施することが期待される。

また、平成29年度及び30年度には、組合が行う様々な取組の中から、地域福祉の先駆的な取組についての事例集を取りまとめ公表したところである。いずれの活動も、組合員同士の顔と顔が見える関係性を生かし、地域の課題を多数の組合員が我が事と捉え、日常的に参加している取組事例である。各都道府県におかれては、組合の医療や福祉の取組に対する理解を深めるとともに、日々の暮らしを支えるという組合の意欲に対し、都道府県内の関係部署や関係市町村との連携、協力関係の構築を図るなど、必要な支援をお願いしたい。さらに、お示しした事例について、今後の取組みの参考としていただくよう併せてお願いします。

4 関係法令等の改正について

ア 消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

① 「収益認識に関する会計基準」の導入について

組合の会計については会計の原則として一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うことが消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）において規定されているところである。

「収益認識に関する会計基準」については、企業会計基準委員会※より、平成30年3月に企業会計基準第29号として公表されたところであるが、当該基準については、一般に公正妥当と認められる会計の慣行であることから、先般、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「規則」という。）について、収益認識に関する注記を新たに追加するなど所要の改正を行ったので御承知願いたい。

※ 会計基準を設定する民間団体。従来、わが国の企業会計基準は金融庁長官の諮問機関である企業会計審議会が作ってきたが、会計基準設定主体の国際団体が整備された際に、加盟国の基準設定主体は民間団体でなければならないとされたため、平成13年に設立された。

② 監査報告書の様式変更について

企業会計審議会は、平成30年7月5日に「監査上の主要な検討事項」の導入等に関する監査基準の改訂を行い、令和元年9月3日に監査報告書における意見の根拠の記載等に関する監査基準の改訂を行ったところである。

組合においても、監査基準に準拠した会計監査人による会計監査を受けなければならない組合が存在するため、規則に規定されている会計監査報告の内容について所要の改正を行うこととしている。令和2年3月31日以後に終了する事業年度に係る決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の会計監査報告に適用することとなるので、ご留意願いたい。

<参考 URL>

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190412&Mode=0>

イ 民法改正に伴う所要の対応について

社会経済の変化（取引の複雑高度化、高齢化、情報化社会の進展等）に対応し、民法のルールをより分かりやすいものとするため、先般、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が公布されたところである。この法律の施行により、意思表示、消滅時効、法定利率、保証契約、定型約款及び賃貸借契約等の債権関係の規定（契約等）を中心とした見直しが行われることとなり、施行期日は本年4月1日となっている。

各都道府県が所管する組合の定款、共済事業規約及び貸付事業規約等について、改正後の民法との整合性を図るための変更等を行う必要がある場合は、遺漏のないよう対応

願いたい。

ウ 税制改正について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（110%相当額）※1については、平成31年度税制改正により令和5年3月31日の到来をもって廃止されることとなった。なお、廃止にあたっては経過措置が設けられており、平成31年度より割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増を認める経過措置を講じる※2こととされているので、御了知願いたい。

※1 ○ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

第57条の9 1～2（略）

3 法人税法第52条第1項第1号ロに掲げる法人の平成10年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同条第2項又は第6項の規定の適用については、同条第2項中「計算した金額（第6項）」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第57条の9第1項又は第2項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第1項又は第2項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の100分の110に相当する金額（第6項）」とする。

※2 ○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成31年3月29日法律第6号）附則

第54条 旧租税特別措置法第57条の9第3項に規定する法人の平成35年3月31日以前に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成31年3月31日」とあるのは「平成35年3月31日」と、「中小企業等」とあるのは「中小企業者等」と、「100分の110」とあるのは「100分の110（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の108とし、同年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の106とし、同年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の104とし、同年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の102とする。）」とする。

5 災害時の員外利用に係る取扱いについて

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については組合員でない者の利用分量の限度を設け、または、組合員でない者が利用する場合に行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（法第12条第3項第2号）

- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合(行政庁の許可必要、利用分量20/100)(規則第11条第1項ホ)

において組合員でない者の利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与するためにも、改めて適切な運用について御留意願いたい。

6 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されているところである。組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

7 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、全国の生協の事業や組合員活動等の実施状況に関する実態を把握するため毎年度実施しており、本年度も各都道府県及び生協に御協力いただき実施したところである。令和2年度においても実施を予定しているので、引き続き御協力いただくようお願いする。

なお、本年度の調査結果については、集計業務終了後速やかに政府統計の総合窓口で公表することとしているので、予め御了知願いたい。

本調査は各生協の協力が不可欠であるため、各都道府県担当者におかれては、所管組合に対し調査の重要性を十分周知していただき、①必ず提出すること、②記入にあたっては記入要領を十分に参照の上、適切に記入することといった点について改めて助言・指導いただくようご協力をお願いする。

8 プラスチック製買物袋の有料化について

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底が位置づけられ、その取組の一環としてプラスチック製買物袋有料化義務化（無料配布禁止等）を行うことで消費者のライフスタイル変革を促すとされたところである。

その促進を図るため、「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）において、プラスチック製買物袋の有償化を必須とする旨が規定され、令和2年7月1日より適用されることとなっている。

各都道府県におかれては、所管の組合に対し、経済産業省が令和元年12月より公表している「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」に留意いただくとともに適切な運用が図られるよう指導願いたい。

9 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される。

今後、制度の円滑な導入に向け、事業者向け説明会等が行われるとともに、財務省及び国税庁より、制度の広報・周知等の協力依頼がなされる予定であるため、ご協力をお願いします。

10 令和2年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

例年、組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を開催しているが、令和2年度は、以下のとおり開催することを予定しているため、御了知いただきたい。

なお、昨年実施した「会計研修会」については、全国会議の開催に併せて実施する予定としているため、職員の派遣についてご配慮をお願いします。

日 時： 令和2年 5月下旬 「消費生活協同組合行政担当者会議」
5月下旬 「会計研修会」

場 所： 東京都内 ※ 会議の詳細については、決定次第連絡する予定

参 考 资 料